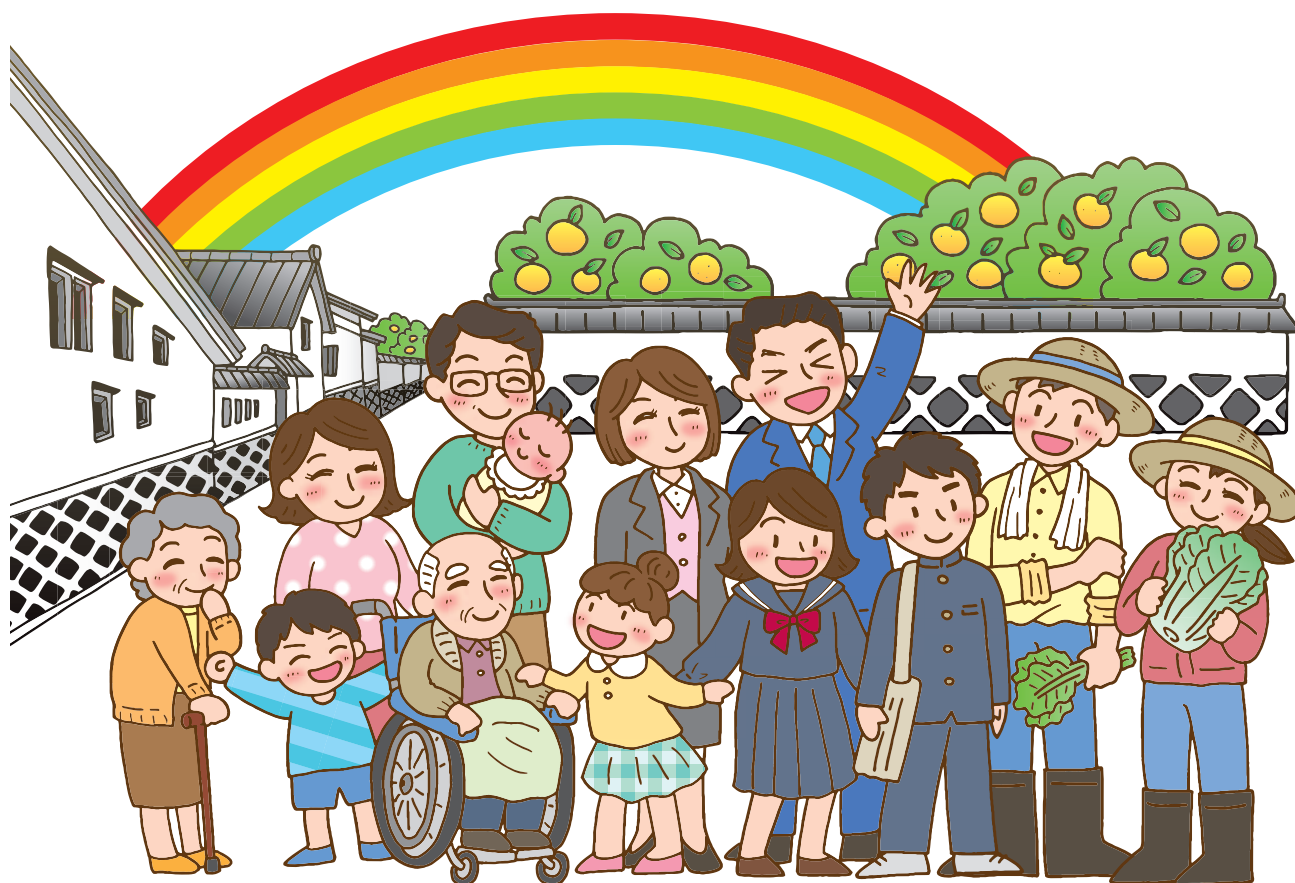


萩市男女共同参画プラン

第3次改定版

～市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちをめざして～



令和4年(2022年)3月

萩市

は じ め に



本市では、これまで、男女共同参画社会を実現するための基本指針として平成19年3月に「萩市男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成22年には「萩市男女共同参画推進条例」を制定、施行し、市、事業者及び市民が協働して総合的、計画的に男女共同参画に関する施策の推進に取り組んでまいりました。

今日、本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の急速な進行とともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活や地域経済に多大な影響を与え、人々の行動や価値観などあらゆる面において、大きな変革の時を迎えています。

このような状況において、持続可能な活力ある社会を構築するには、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野で男女が共に個性と能力を十分発揮できるような社会づくりが、今まで以上に必要となります。

平成29年3月に改定した「萩市男女共同参画プラン（第2次改定版）」では、萩市女性活躍推進計画と萩市配偶者暴力防止基本計画を一体的に策定し、様々な施策に取り組んでまいりましたが、令和4年3月をもって計画期間が満了することから、「萩市男女共同参画プラン（第3次改定版）」を策定いたしました。

このプランを基に、男女共同参画社会の実現に向けて、市、事業者及び市民の皆様と協働して、積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係者各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました萩市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、令和3年5月に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」など多くの貴重なご意見をいただきました皆様に対しまして、心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

萩市長 田 中 文 夫

萩市男女共同参画プラン目次

第1章 プランの改定にあたって

1	プラン改定の趣旨	5
2	プランの位置づけ	5
3	プランの基本理念、目指すもの	6
4	プランの期間	6
5	プランの基本目標	6
6	プランの策定体制	7
7	国・県・本市の主な動き	8

第2章 萩市の現状

1	少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	15
2	家庭環境の変化	17
3	女性の労働力の状況	18
4	事業者の状況	19
5	市へ望むこと（男女共同参画に関する市民意識調査から）	20

第3章 プランの内容

	施策の体系	23
	基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進	25
	基本目標2 だれもが共に活躍できるまちづくり	36
	基本目標3 だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり	51

第4章 プランの推進

1	プランの推進体制	65
2	プランの進行管理	65

参考資料

	男女共同参画に関する国内外の動き	69
	男女共同参画を理解するための用語説明	75
	男女共同参画社会基本法	79
	山口県男女共同参画推進条例	83
	萩市男女共同参画推進条例	86
	萩市男女共同参画推進条例施行規則	88
	萩市男女共同参画行政推進本部設置規程	90
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	101

第1章

プランの改定にあたって

第1章 プランの改定にあたって

1. プラン改定の趣旨

萩市では、「萩市男女共同参画プラン（平成19年3月策定、平成24年3月改定、平成29年3月改定）」に基づき、市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちを目指して、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。また、平成22年3月には、市、事業者及び市民が協働して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「萩市男女共同参画推進条例」を制定しました。

これまでの取組により、目標値に達しないながらも審議会等への女性の参画といった成果がみられる一方で、実質的な意思決定の場における男女共同参画が進んでいないなど、今日においてもなお、性別による固定的役割分担意識や性差別の意識は根強く残っています。

この度、「萩市男女共同参画プラン（第2次改定版）」の計画期間が令和3年度で終了することから、令和3年5月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」の結果をもとに見直しや検証を行い、また、国や県の動向を踏まえ「萩市男女共同参画プラン（第3次改定版）」を策定し、さらに男女共同参画を推進します。

2. プランの位置づけ

このプランは、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項、「萩市男女共同参画推進条例」第7条の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「基本目標2」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、萩市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本方針を示すものです。

また、このプランのうち「基本目標3」の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。

なお、このプランは「萩市基本ビジョン」における個別計画として位置づけられます。

3. プランの基本理念、目指すもの

このプランは、「市民一人ひとりがいきいきと暮らすまちづくり」を基本理念とし、男女が互いを認め合い、尊重し合いながら、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、男女が共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指します。

家庭 一人ひとりが家族の一員として大切にされ、お互いを支え合い、力を合わせて家庭生活を築いていきます。

学校 人権を尊重する意識を育み、性別にとらわれることなく、将来の夢や希望に向けて、個性や能力を伸ばしていきます。

職場 だれもが働きやすく、一人ひとりが輝く職場を目指し、仕事と家庭生活や地域活動などのバランスを取ります。

地域 様々な地域活動に参画し、人と人とのつながりを深め、地域の活性化を進めると共に、高齢者、障がい者、子育て家庭など安心した地域づくりを行っていきます。

4. プランの期間

このプランの期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、国、県の動向や社会情勢の変化に合わせた計画とするため、必要に応じて見直しを行います。

5. プランの基本目標

プランの基本理念に基づき、施策を展開するため、次の3つの基本目標を定めています。

基本目標1 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

基本目標2 だれもが共に活躍できるまちづくり

基本目標3 だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

6. プランの策定体制

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

このプランの改定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権等に関する意識・実態等を把握し、施策推進の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

【令和3年度 男女共同参画に関する市民意識調査】

調査対象：市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した2,000人
(男性1,000人、女性1,000人)

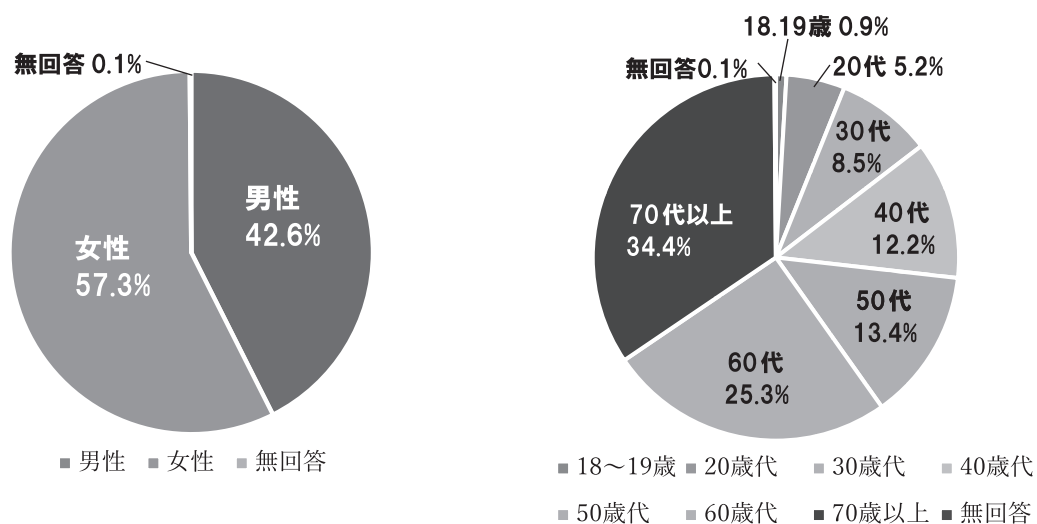
調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：令和3年5月10日～5月31日

回収結果：回収数 754

回収率：37.7%

図1 《回答者の性別・年齢》



【市民意識調査】

(2) 萩市男女共同参画推進審議会における審議

このプランの改定にあたっては、学識経験者や事業者、各種団体の関係者や公募の委員で構成する「萩市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

7. 国・県・本市の主な動き

平成29年3月の「萩市男女共同参画プラン（第2次改定版）」以降、国・県・本市においては次のような動きがありました。

（1）国の動き

- ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行、改正

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

なお、政治分野への女性の参画は徐々に進められてきているものの、諸外国と比べて大きく遅れており、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必要であることに鑑み、政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進するとともに、国及び地方公共団体の施策を強化するため令和3年6月に法律の一部が改正されました。

- ・「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元年5月に成立し、令和2年4月から施行されました。

- ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」という。）」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月から施行されました。

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。

- ・「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

- ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行されました。

そして、「育児・介護休業法」は令和3年6月に改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されます。

【主な改正内容】

- ① 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設
- ② 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ③ 育児休業の分割取得
- ④ 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
- ⑤ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

- ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。この計画では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

- ・SDGs達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

(2) 県の動き

- ・「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に策定されました。

プランの重点施策に、「M字カーブの解消に向けた女性就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

- ・第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

- ・性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成29年1月に県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）が実施されています。

- ・「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次山口県男女共同参画基本計画」が、令和3年3月に策定されました。この計画の目指す方向は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」です。

- ・「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改定等を踏まえ、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が、令和3年3月に策定されました。

(3) 本市の動き

・「萩市基本ビジョン」策定

萩市の将来像やまちづくりの方向性を市民と共有し、市民と行政が一体となって進めるまちづくりの指針であり、本市の政策体系において最上位に位置づけられる計画で、各分野にわたる各種計画の基本となる「萩市基本ビジョン」が、平成30年7月に策定されました。

めざすまちの姿は、「暮らしの豊かさを実感できるまち」で、7つのめざすまちづくり（基本方針）があります。

- だれもが生きいきと暮らせるまちづくり
- 子育ての幸せが実感できるまちづくり
- 未来を担うひとを育むまちづくり
- 産業活力があふれるまちづくり
- 魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり
- 生活基盤の充実した住みよいまちづくり
- だれからでも愛されるまち、求められるまちづくり

・「萩市ひとづくり構想」策定

「萩市基本ビジョン」が掲げるまちづくりを進めていくためには、まちづくりを担う人材の育成が不可欠です。

基本理念は、「新しい時代を切り拓くひとづくり」で、3つの目指すひとの姿、ライフステージに応じた基本方針を掲げた「萩市ひとづくり構想」が、平成30年12月に策定されました。

【目指すひとの姿】

- 創造 広い視野を持ち、新たな視点から考える人
- 挑戦 現状に甘んじることなく、未来に向かって果敢に挑む人
- 協働 人との関わりを大切にし、社会のために共に行動する人

【ライフステージに応じた基本方針】

- 幼 児 期 ・心身ともにたくましく、人のやさしさを感じる子どもの育成
・創造力豊かな子どもの育成
- 青少年期 ・ふるさとに誇りと愛着を持つ青少年の育成
・高い志と進取の気概を持つ青少年の育成
・人や社会と積極的に関わる青少年の育成
- 成 人 期 ・地域づくりに積極的に関わるひとづくり
・さまざまな分野で活躍するひとづくり
・知恵や経験、技能を社会に生かし、次代につなぐひとづくり

・「第2期萩市子ども・子育て支援事業計画」策定

基本理念は、「子どもの幸せな成長を家庭や地域で育み子育ての幸せが実感できるまち」で、5つの基本目標を設定した「第2期萩市子ども・子育て支援事業計画」が、令和2年3月に策定されました。

- 基本目標 1 子どもの生きる力と豊かなこころを育てる
- 基本目標 2 利用しやすいサービスで子育て家庭をサポート
- 基本目標 3 子育てと仕事の両立しやすい環境づくりの推進
- 基本目標 4 家庭と地域の子育て力をアップ
- 基本目標 5 安心して子育てができる環境づくり

・「第4次萩市健康福祉計画」策定

本市の保健・福祉施策にかかる各法制度に基づく7計画（萩市地域福祉計画、萩市障がい福祉計画、萩市高齢者福祉計画、萩市介護保険事業計画、健康はぎ21萩市保健計画、萩市自殺対策計画、萩市食育推進計画）を総括した理念と方向性を一体的にした「第4次萩市健康福祉計画」が、令和3年3月に策定されました。

基本理念は、「すべての人が、住み慣れた地域で、健康で、安心して、生きいきとした生活が送れるまちづくり」です。

第2章

萩市の現状

第2章 萩市の現状

1. 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

本市の総人口の推移は、昭和15年から昭和25年の10年間で約2万人増加し、昭和30年に97,744人のピークを迎えました。その後、高度経済成長期に都市部への転出（若年層の就職等）により昭和45年には約78,000人に減少しました。

第2次ベビーブーム（昭和46年～昭和49年）の到来により、一旦微減傾向となりましたが、その後も減少傾向は変わらず、令和2年の国勢調査では44,626人となり、ピーク時から半減以下となり、本格的な人口減少の局面を迎えています。

近年の人口の推移は、平成23年から令和3年の10年間で約9,420人減少しており、年平均942人前後で減少しています。

65歳以上の人口が総人口に占める割合を高齢化率といいます。本市の割合は非常に高く、また0歳から14歳までの年少人口は低く推移しています。高齢化率が21%以上の社会を超高齢社会といいます。本市の令和3年12月末日現在における高齢化率は、44.2%です。

図2 《萩市の総人口の推移》

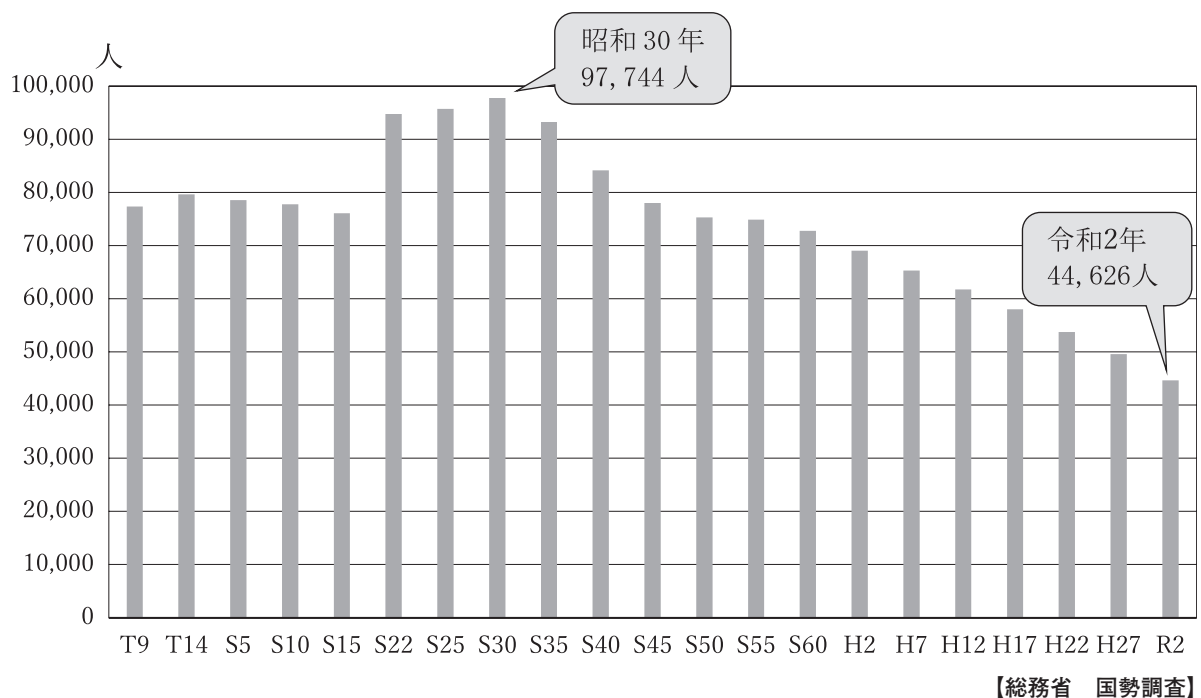


図3 《近年の人口の推移（各年9月末日現在）》

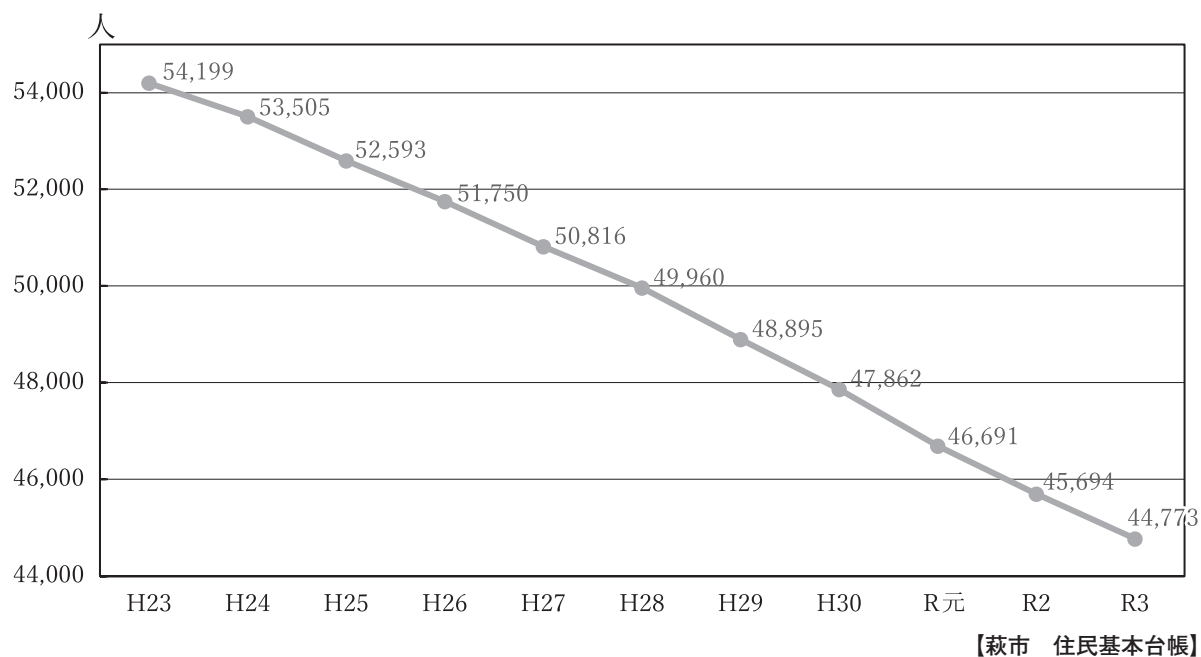
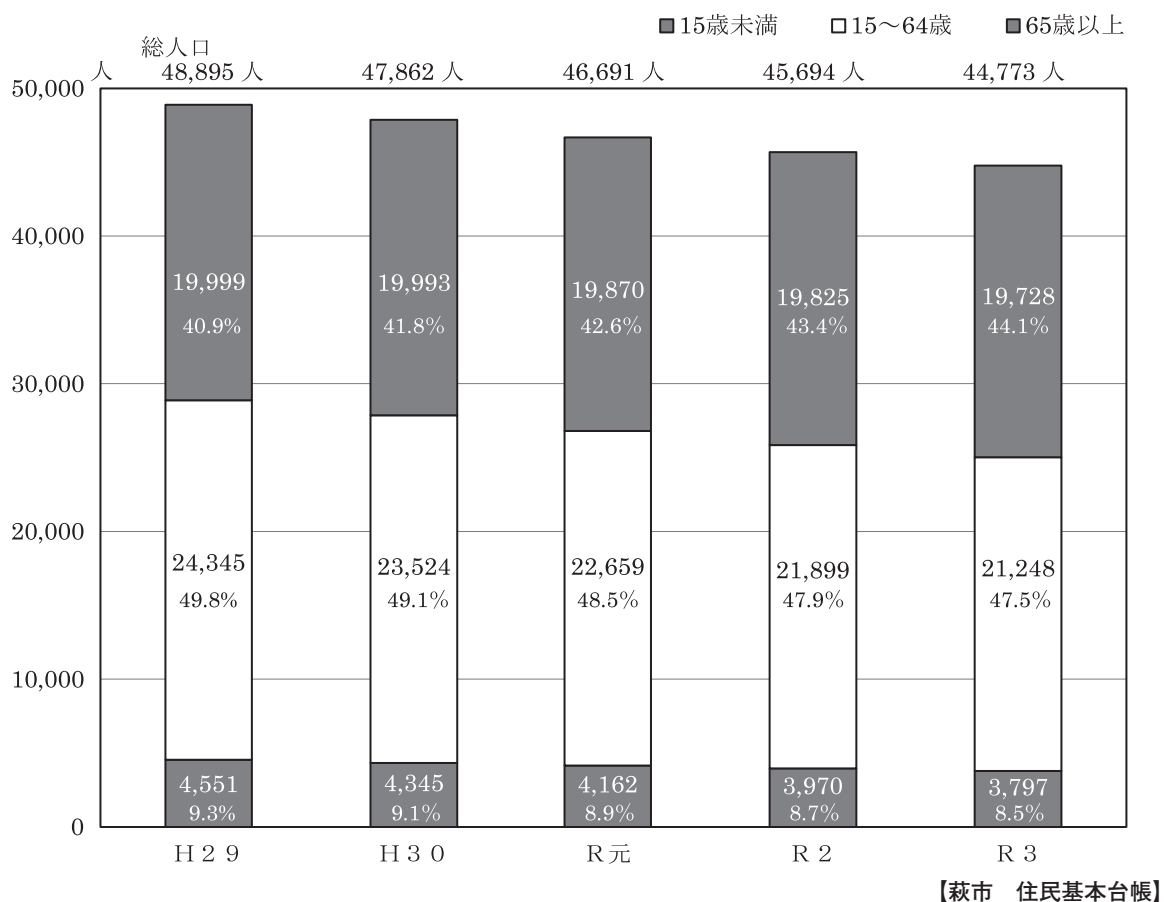


図4 《住民基本台帳による年齢（3区分）別人口構成割合（各年9月末日現在）》



2. 家庭環境の変化

本市において、総世帯数は減り続けている一方で、単独世帯数は増加、2人世帯数は横ばいで推移しています。

また、65歳以上の単独世帯では、女性に比べ男性が増加している現状が分かります。

図5 《単独世帯、2人世帯別世帯数の比較（各年9月末日現在）》

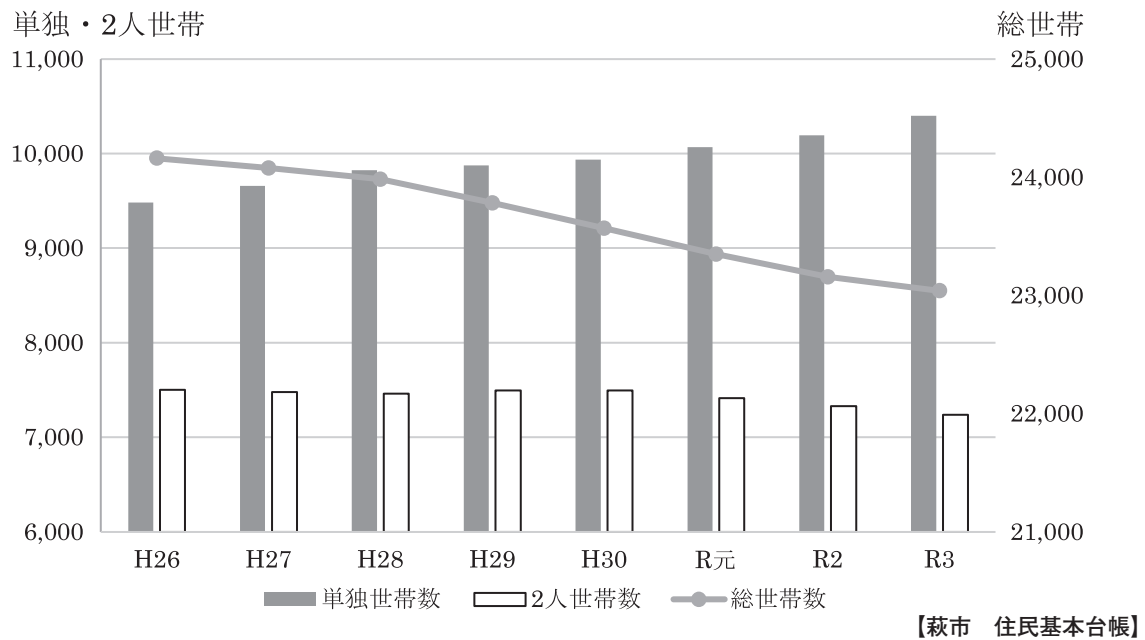
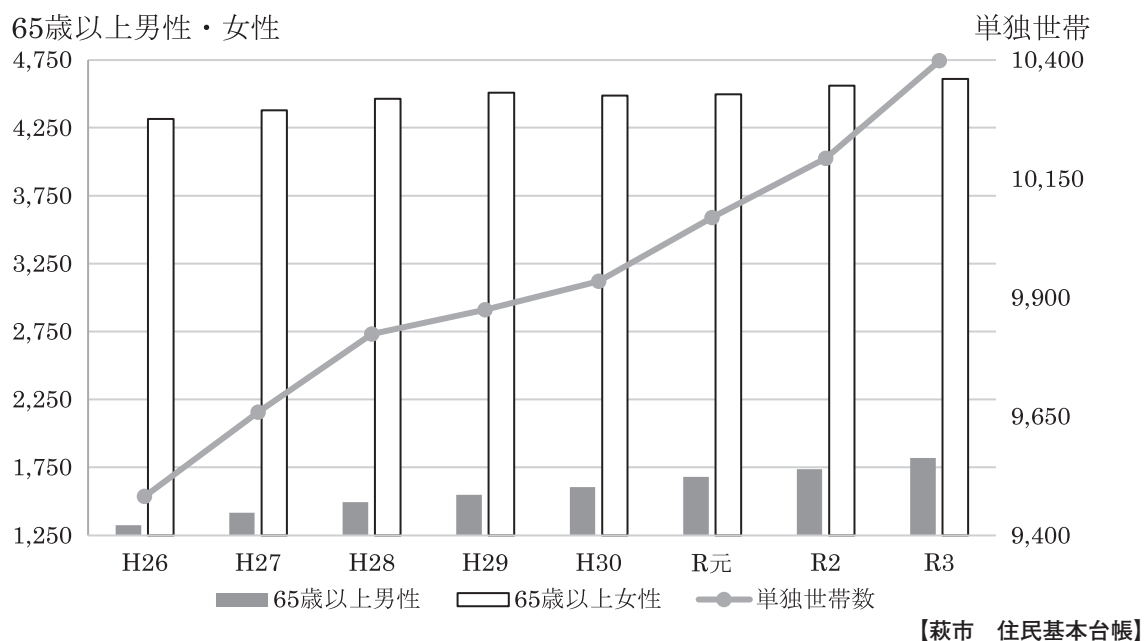


図6 《単独世帯の男女の比較（各年9月末日現在）》



3. 女性の労働力の状況

県や全国においては、20歳代後半から低下し、30歳代前半（全国は30歳代後半）を底に、40歳代後半まで上昇するなど、全体としてM字カーブを描き、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育てが一段落した段階で再び就業している状況が伺えます。

本市においても、県や全国に比べてわずかなカーブですが20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、40歳代前半まで上昇しています。

図7 《女性の年齢階級別労働力（平成27年）》

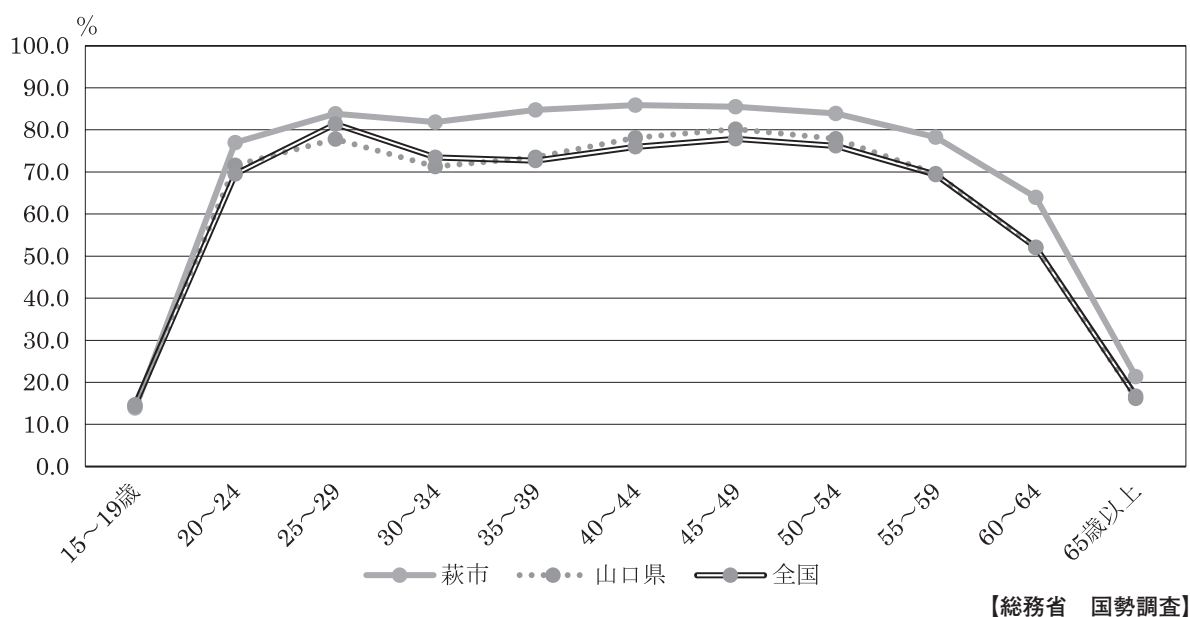
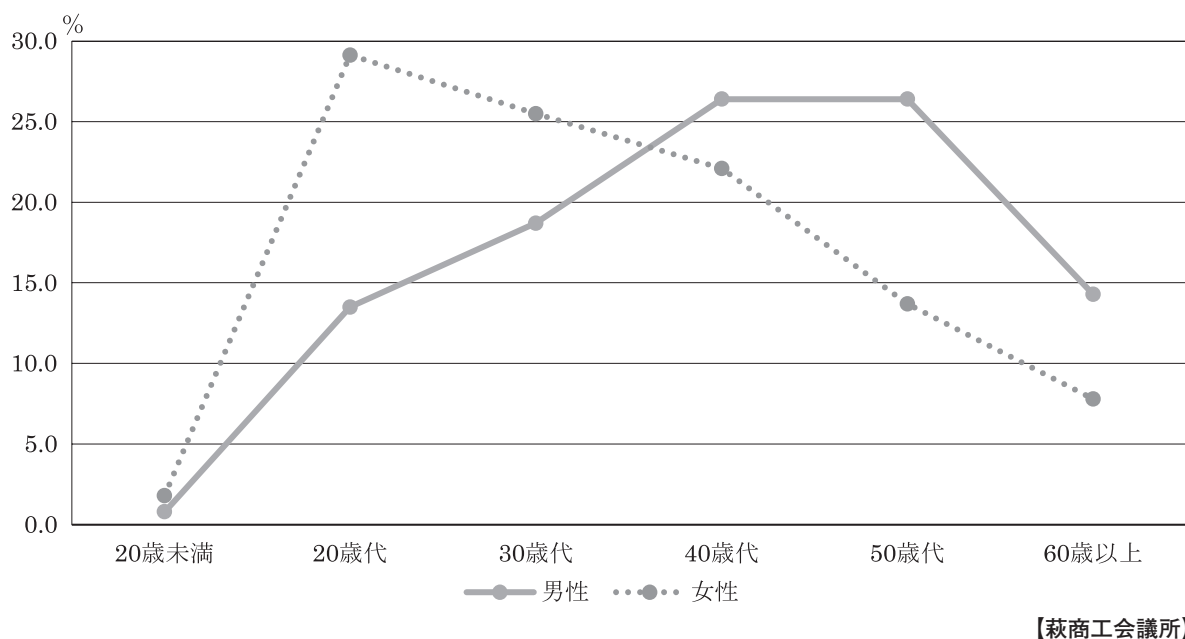


図8 《常時従業員男女別年代別構成比 第21回賃金実態調査報告書（令和2年）》



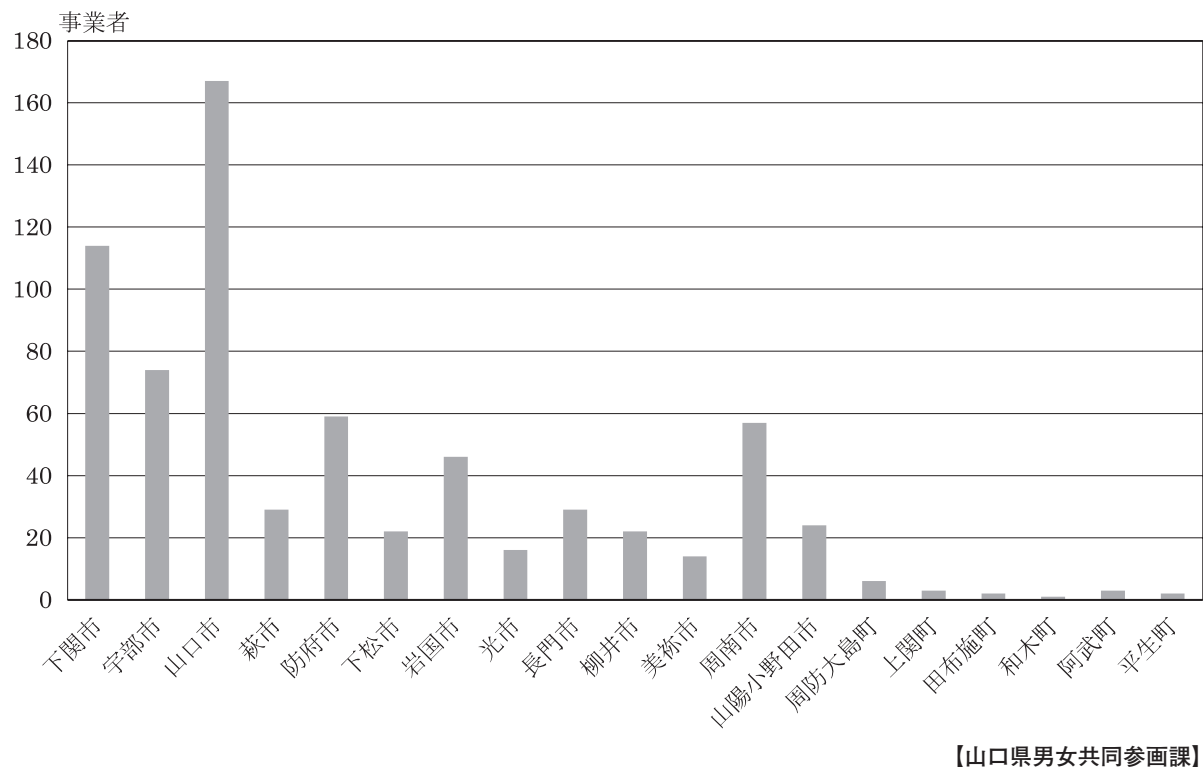
4. 事業者の状況

県においては、平成19年度に「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証制度を創設しています。

これは、仕事と家庭・地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、ポジティブ・アクションなど、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図ることを目的に、県内に活動拠点を有し、事業活動を行う事業者を対象にしたものです。

令和3年3月末現在、県では690事業者が認証されており、その内、本市は29事業者となっています。

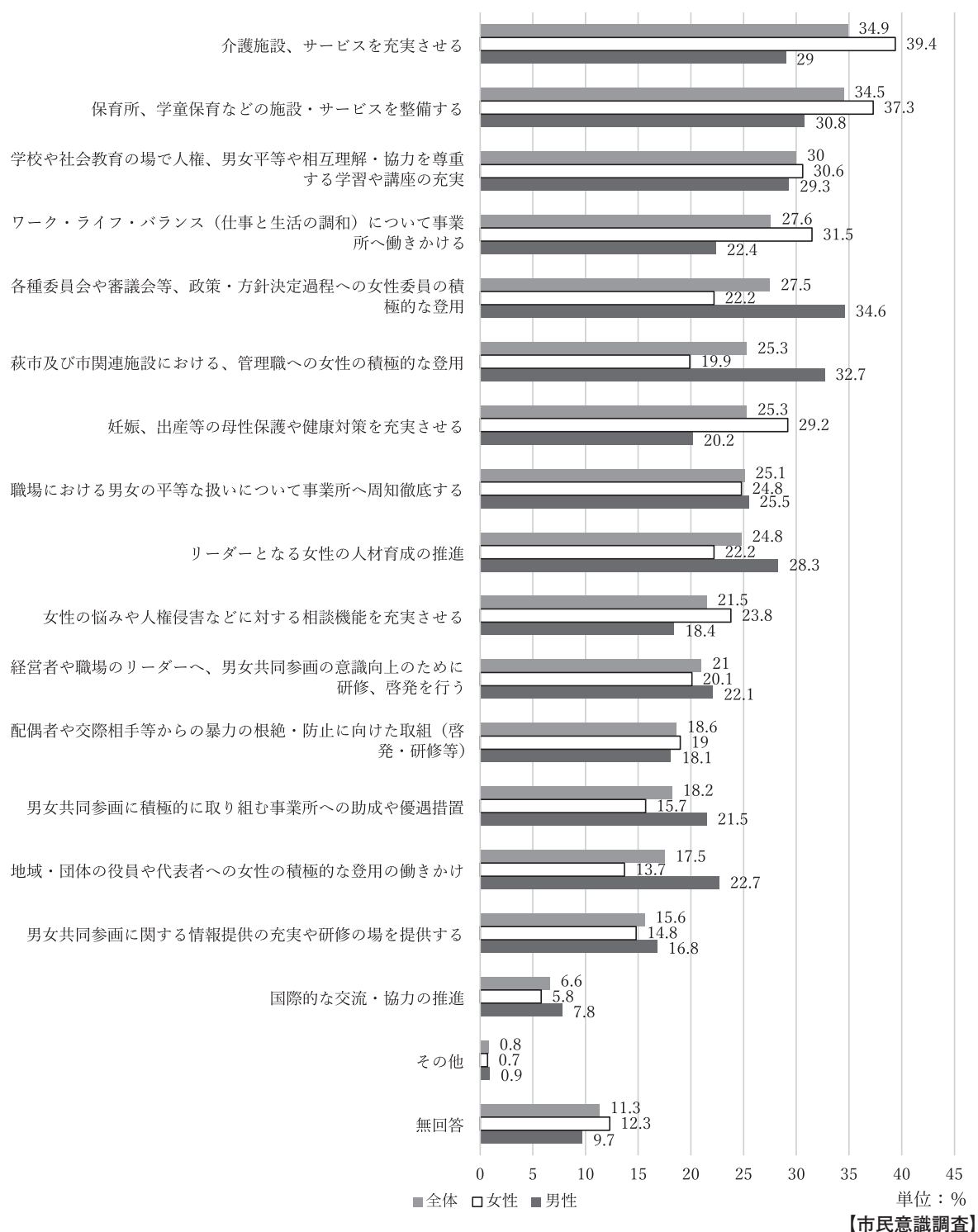
図9 《やまぐち男女共同参画推進事業者（令和3年3月末現在）》



5. 市へ望むこと（男女共同参画に関する市民意識調査から）

男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していくために、萩市に望むことについては、「介護施設、サービスを充実させる」、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備する」がそれぞれ34%超と高く、次いで「学校や社会教育の場で人権、男女平等や相互理解・協力を尊重する学習や講座の充実」（30%）の順となっています。

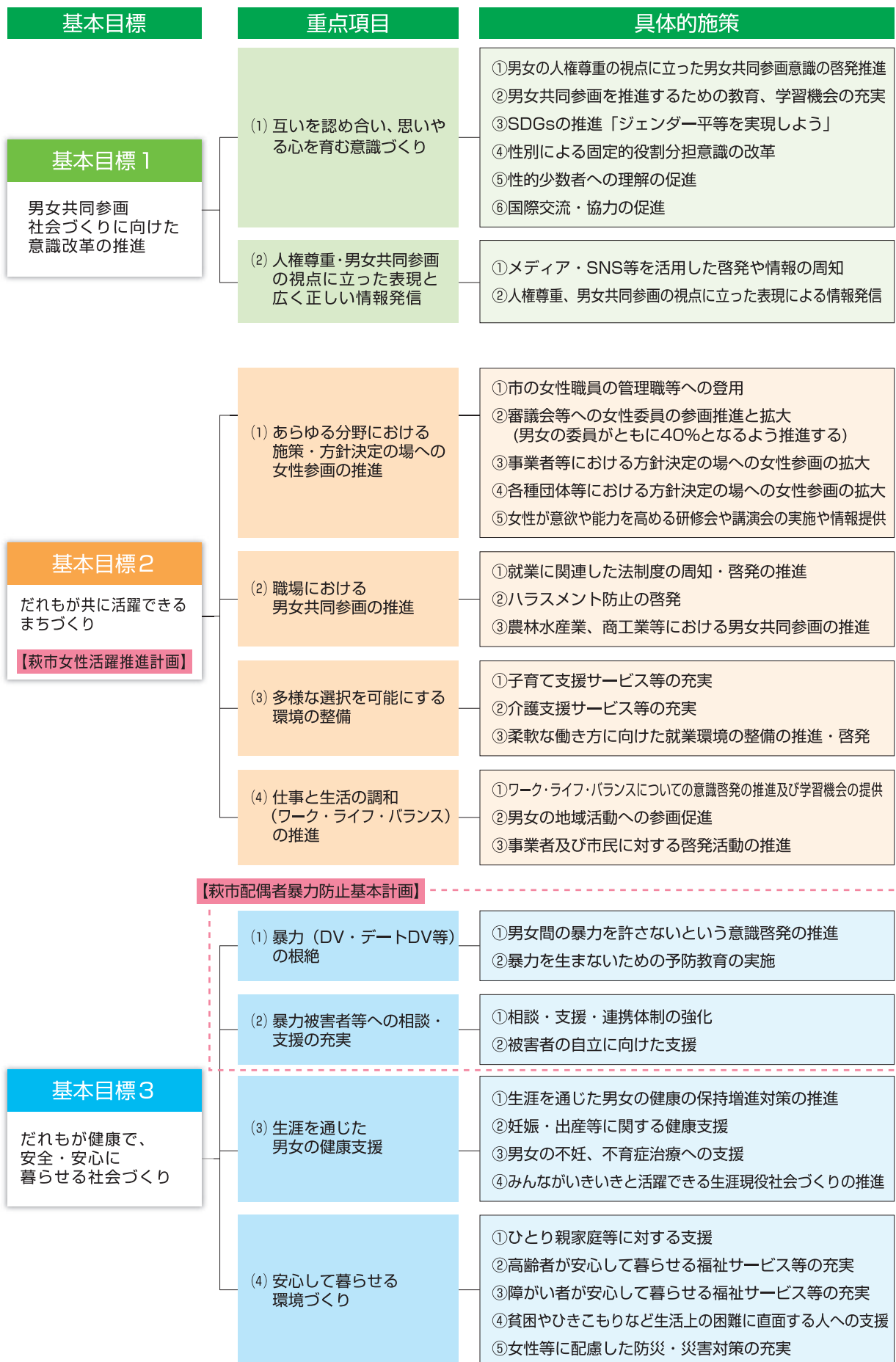
図10 《「男女共同参画社会」を実現していくために萩市に望むこと》



第3章

プランの内容

《「萩市男女共同参画プラン（第3次改定版）」施策の体系》



基本目標 1

男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

一人ひとりが男女共同参画に対する正しい理解や意識を育んでいくことは、とても重要なことです。

市民意識調査において、男女の地位の平等について、社会全体では、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人が全体の72%を占めました。そして、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なものとして、最も多かったのが、「女性を取りまく偏見や、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改める」でした。

私たちの無意識の中に形成された性別による固定的役割分担意識や、人権尊重を基盤とした男女平等感の形成が大きな課題であり、子どもをはじめ様々な世代で、理解を深め、意識改革を進めることが重要です。

また、平成27（2015）年に、国連サミットにおいて2030年までによりよい世界を目指す「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するための行動計画「SDGs」における17ある目標のひとつとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

吉田松陰をはじめとする郷土の先人達は、個性を重んじた人づくりのための教育を実践しました。私たちは、さらに、この「SDGs」の「ジェンダー平等の実現」に取り組み、男女共同参画に関する意識啓発のための学習機会を充実します。

さらに、LGBTなど、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図るための取組を行います。

これらの情報発信や啓発にあたっては、人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現に努め、正しい情報発信を行い、人権尊重の意識づくりを推進します。

重点項目 1 互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり

重点項目 2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った表現と広く正しい情報発信

●重点項目 1 ●

互いを認め合い、思いやる心を育む意識づくり

市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送るには、個人の人権が尊重され、それぞれの良さを活かしながら個性と能力を十分発揮できることが大切です。

これまでの取り組みにより、性別による社会的不平等は徐々に解消に向かっていくように見えます。しかし、家庭、職場、教育現場などを含めた地域社会の中で、性別による固定的役割分担意識はまだ残っています。これは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し自分らしく生きることを阻害する要因にもなり、中には人権侵害に当たるものがあります。

一人ひとりの生き方の選択を妨げることのない社会とするために、地域社会において啓発や学習機会を充実させ、個人の意識改革を促進します。

男女共同参画を推進するためには、男女共同参画について正しく理解し、行動することが重要です。特に、子ども一人ひとりが男女共同参画への理解を深めることは、未来の社会全体の構築にもつながります。しかし、市民意識調査では、子どもたちに男女共同参画の意識がどの程度浸透していると思うかの質問に対して、「あまり浸透していない」「浸透していない」と思っている人が「十分浸透している」「ある程度浸透している」を上回っています。子どもの発達段階に応じ、男女の人権の尊重と平等な学習機会の充実を図ります。

「誰一人取り残さない」を理念とする「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標のひとつ「ジェンダー平等を実現しよう」を学校、職場、地域で推進し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指します。

さらに、周囲の理解や認識不足によって引き起こされている、性的少数者への社会的偏見や差別、生きづらさをなくすために、理解の促進を図っていきます。

また、男女共同参画の取組は、国際社会における様々な動きと密接に連動していることから、性別や国籍にかかわらず相互理解を深めるため、地域の特性を活かした国際交流と連携を促進します。

《具体的施策》

- ① 男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進
- ② 男女共同参画を推進するための教育、学習機会の充実
- ③ S D G s の推進「ジェンダー平等を実現しよう」
- ④ 性別による固定的役割分担意識の改革
- ⑤ 性的少数者への理解の促進
- ⑥ 国際交流・協力の促進

具体的施策／取組内容	担当課
①男女の人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発推進	
●男女共同参画の意識醸成を図るための各種啓発事業の実施	市民活動推進課
●市民活動団体等との協働による啓発活動の推進	市民活動推進課
●男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民活動推進課
②男女共同参画を推進するための教育、学習機会の充実	
●学校（児童・生徒・保護者等）における人権教育、学習機会の促進	学校教育課
●地域や事業所における人権教育、学習支援の促進	市民活動推進課 福祉政策課 文化・生涯学習課
●保育士・教職員に対する人権研修	子育て支援課 学校教育課
●指導者を育成するための研修	市民活動推進課 文化・生涯学習課
③S D G s の推進「ジェンダー平等を実現しよう」	
●17の目標のうち、男女共同参画に関連する目標を推進するための啓発 特に 5 ジェンダー平等を実現しよう	市民活動推進課
④性別による固定的役割分担意識の改革	
●性別による固定的役割分担意識の改革のための啓発事業の実施	市民活動推進課
●各学校における性別にとらわれない一人ひとりの意欲や能力・適正を活かせる指導の充実	学校教育課
⑤性的少数者への理解の促進	
●性的少数者への理解を広める意識啓発の実施	市民活動推進課 福祉政策課 学校教育課
⑥国際交流・協力の促進	
●姉妹都市、友好都市等との交流促進	企画政策課
●各学校における国際理解を深める学習及び平和学習の充実	学校教育課

《計画の指標》

指標	現状値 (R3 年度)	目標 (R8 年度)	所管課	備考
男女の地位が平等であると思う方の割合				
家庭生活の中で	32.5%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
就職の機会や職場の中で	27.7%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
学校教育の中で	63.3%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
地域活動の中で	39.4%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
政治経済活動の中で	16.7%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
法律や制度の面で	33.6%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
社会通念・習慣・しきたりなどで	17.0%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
社会全体として	16.2%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
SDGs を知っている方の割合	40.1%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
SDGs を知っている方の中で、目標の中に「ジェンダー平等を実現しよう」があることを知っている方の割合	79.5%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する方の割合	34.1%	減少させる	市民活動推進課	市民意識調査
性的少数者について知っている方の割合	50.4%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査

図11 《男女の地位の平等について》

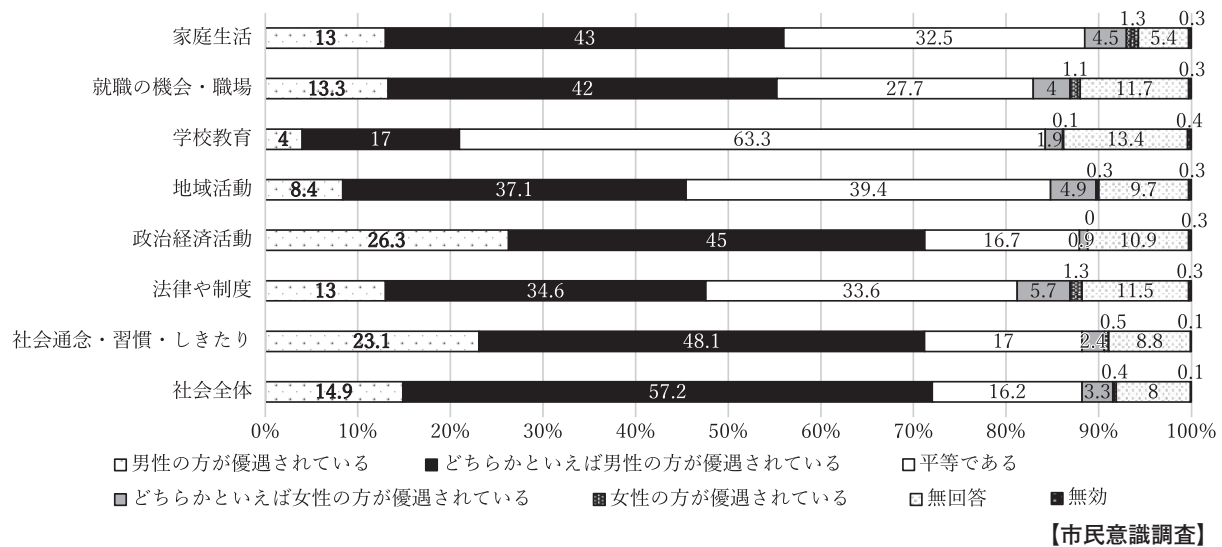


図12 《男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なもの》

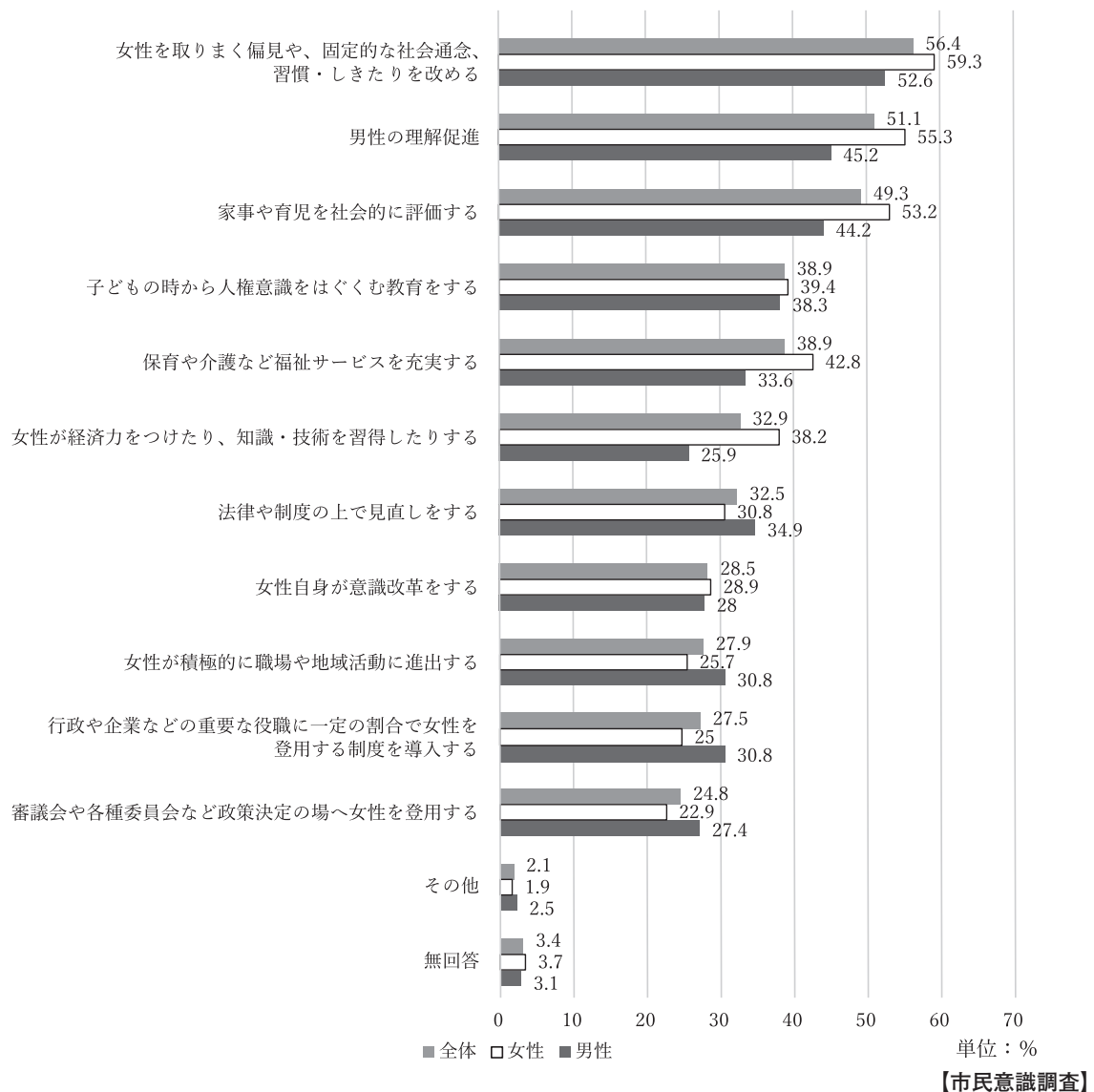


図13 《子どもたちに男女共同参画の意識の浸透》

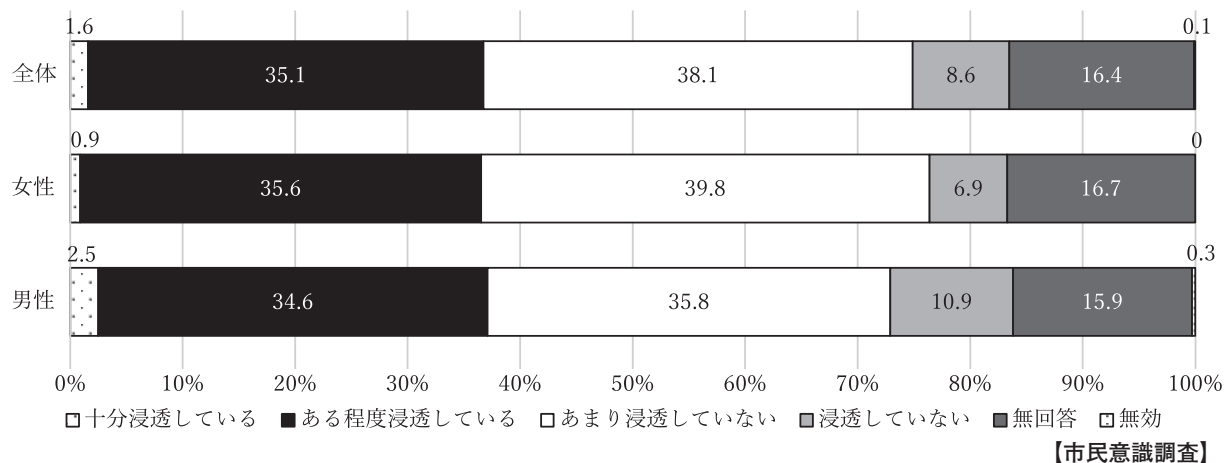


図14 《男女共同参画を推進するために、学校で行うとよいもの》

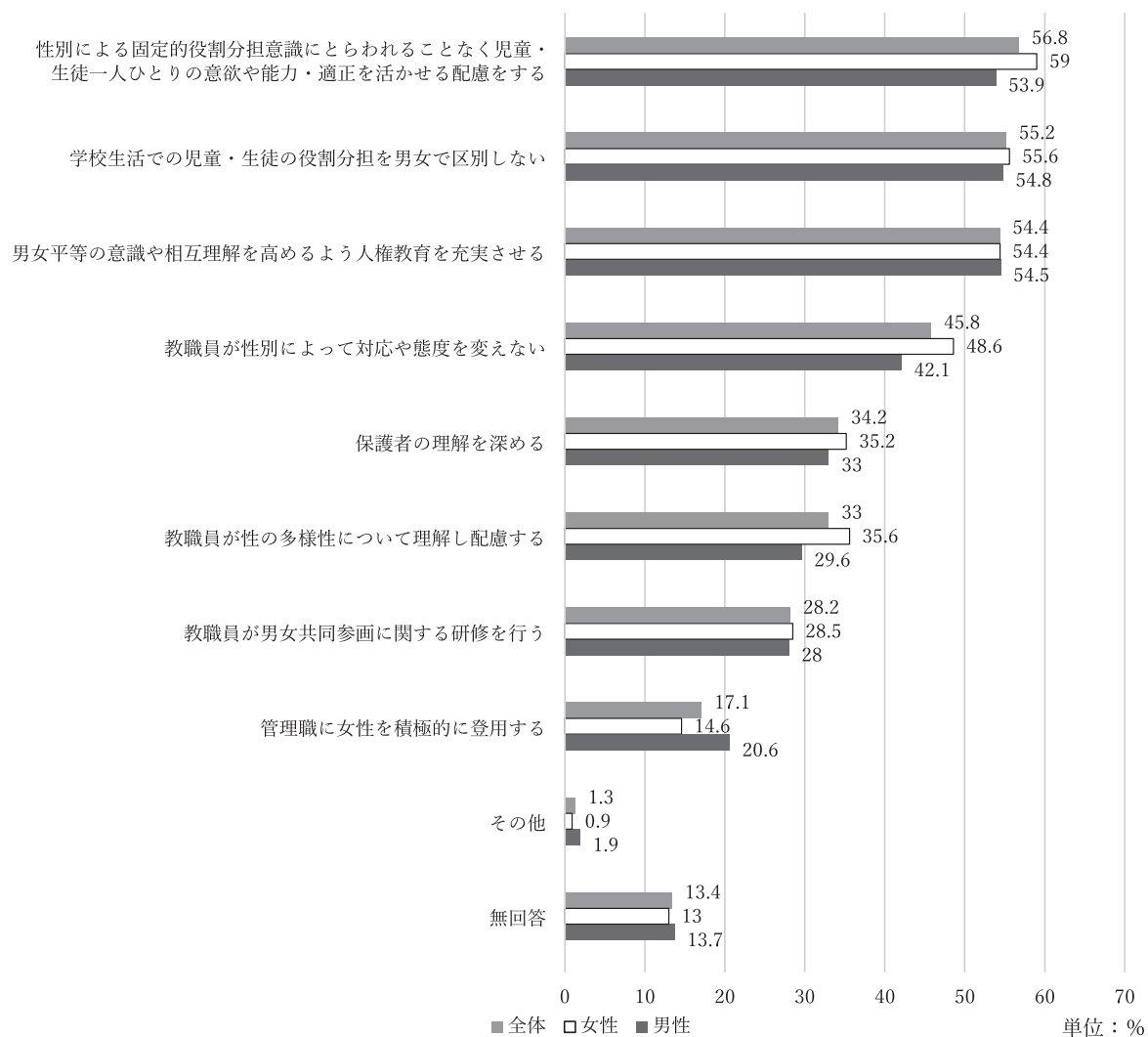


図15 《子どもたちが男女平等の人間関係をつくるために、親や大人が心がけるとよいもの》

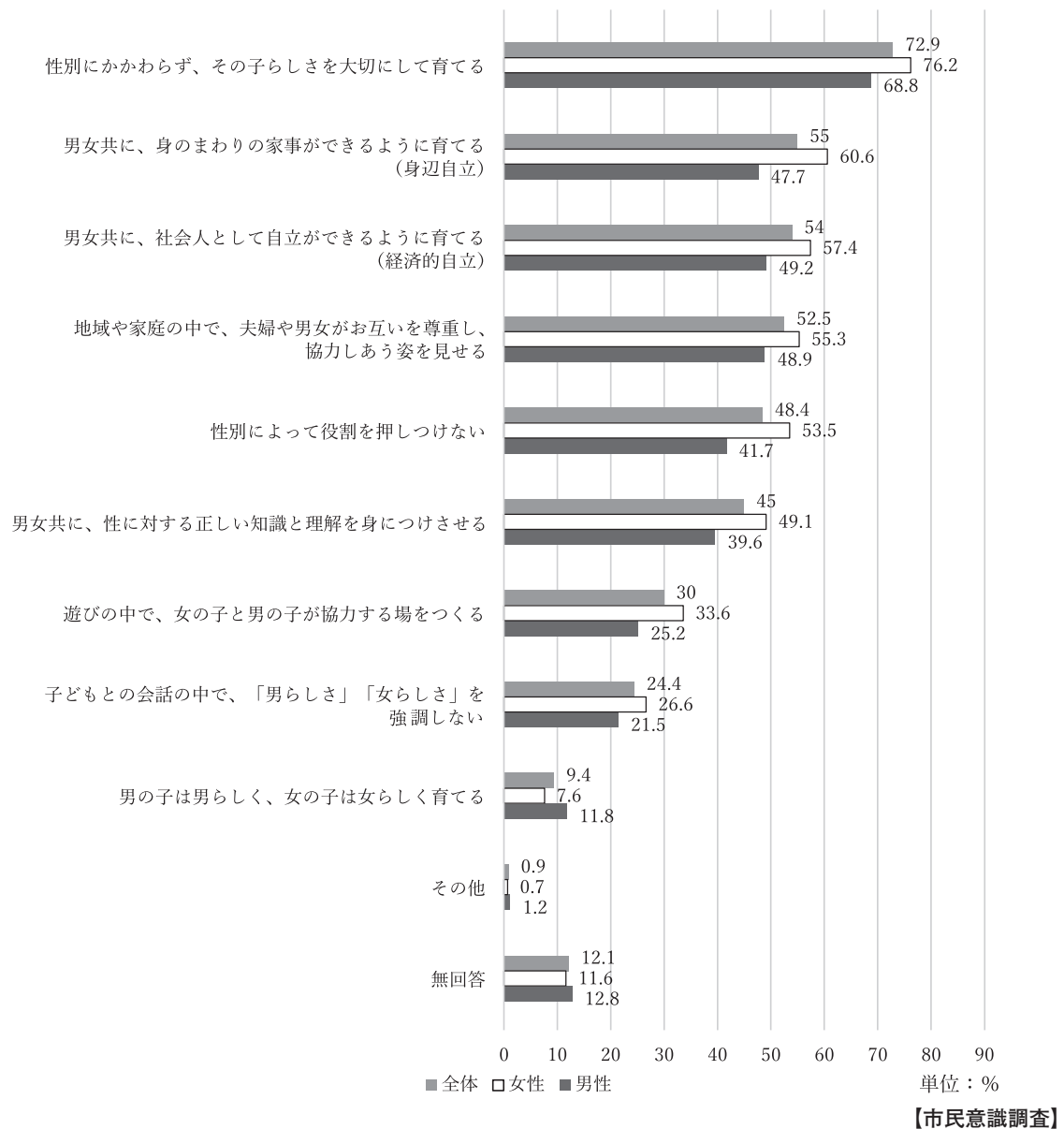


図16 《SDGsの17の目標のうち男女共同参画に関連する項目》

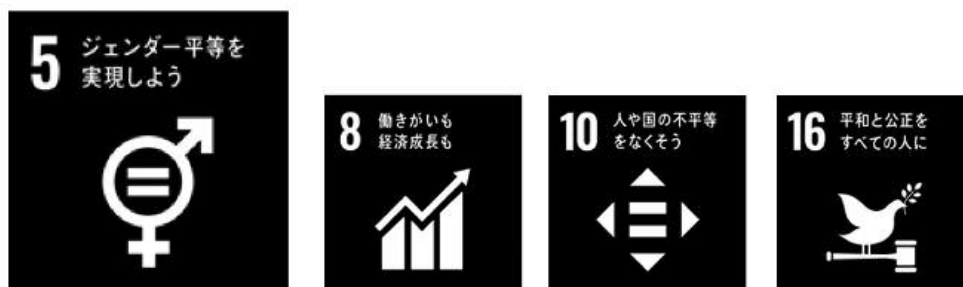


図17 《SDGsについて》

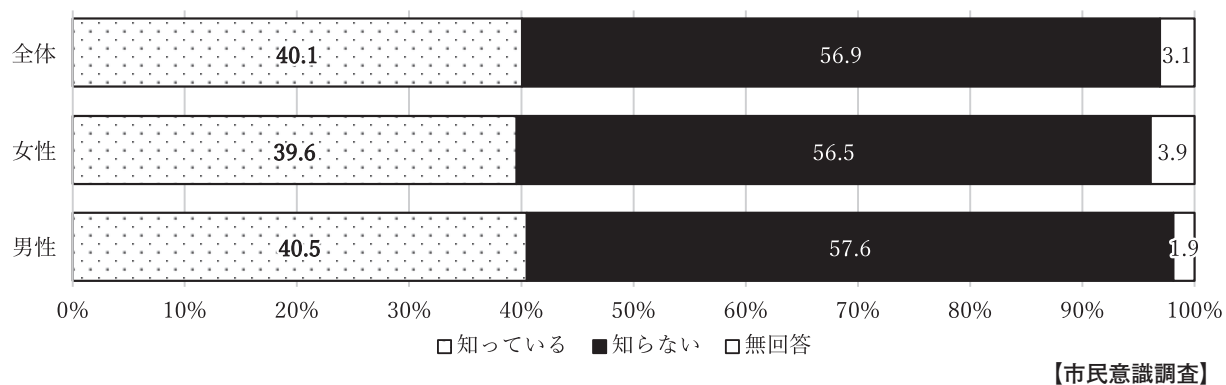


図18 《SDGsを知っている方の中で、目標の中に「ジェンダー平等を実現しよう」があることについて》

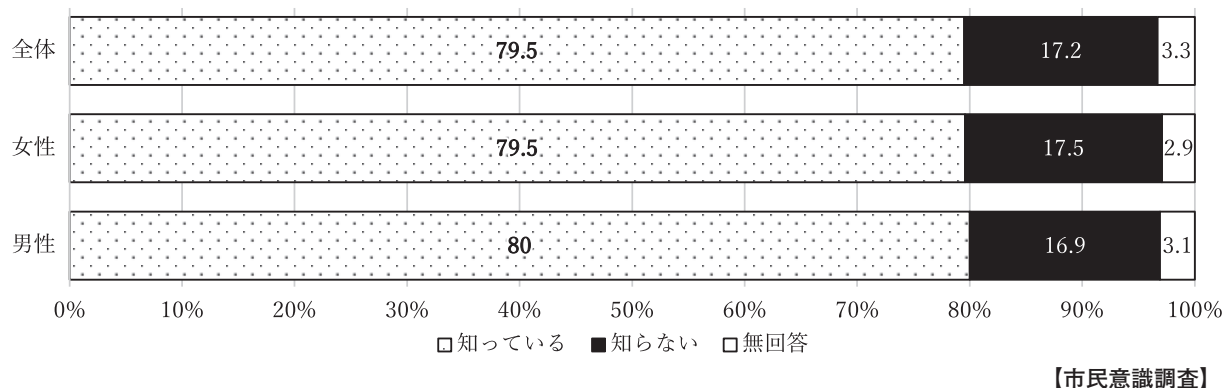


図19 《「男は仕事、女は家庭」という考え方について》

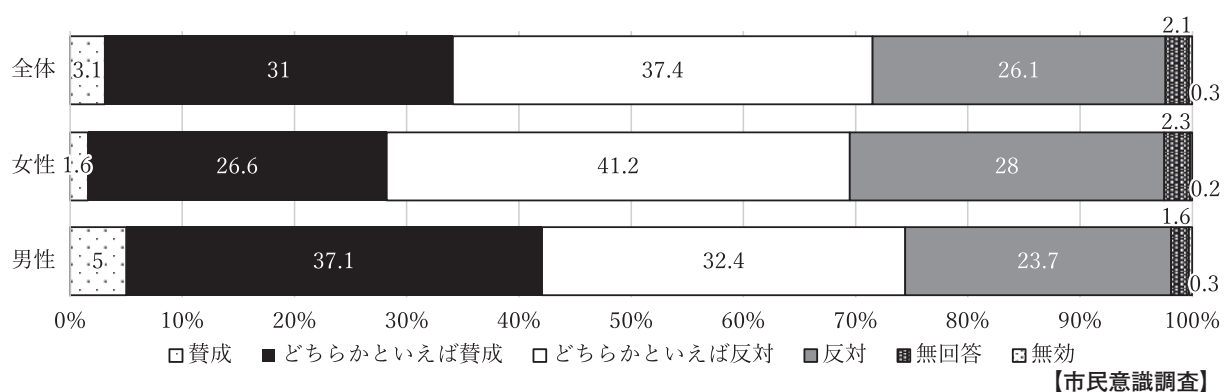


図20 《「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成の理由》

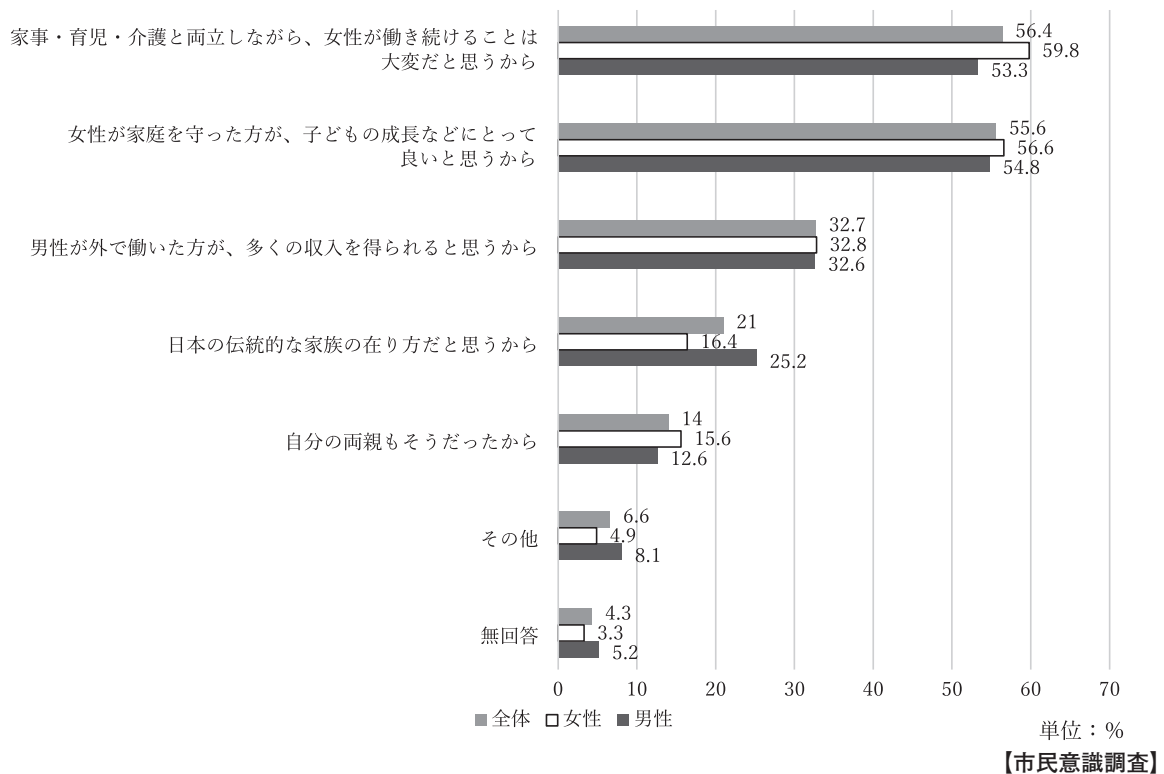


図21 《「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の理由》

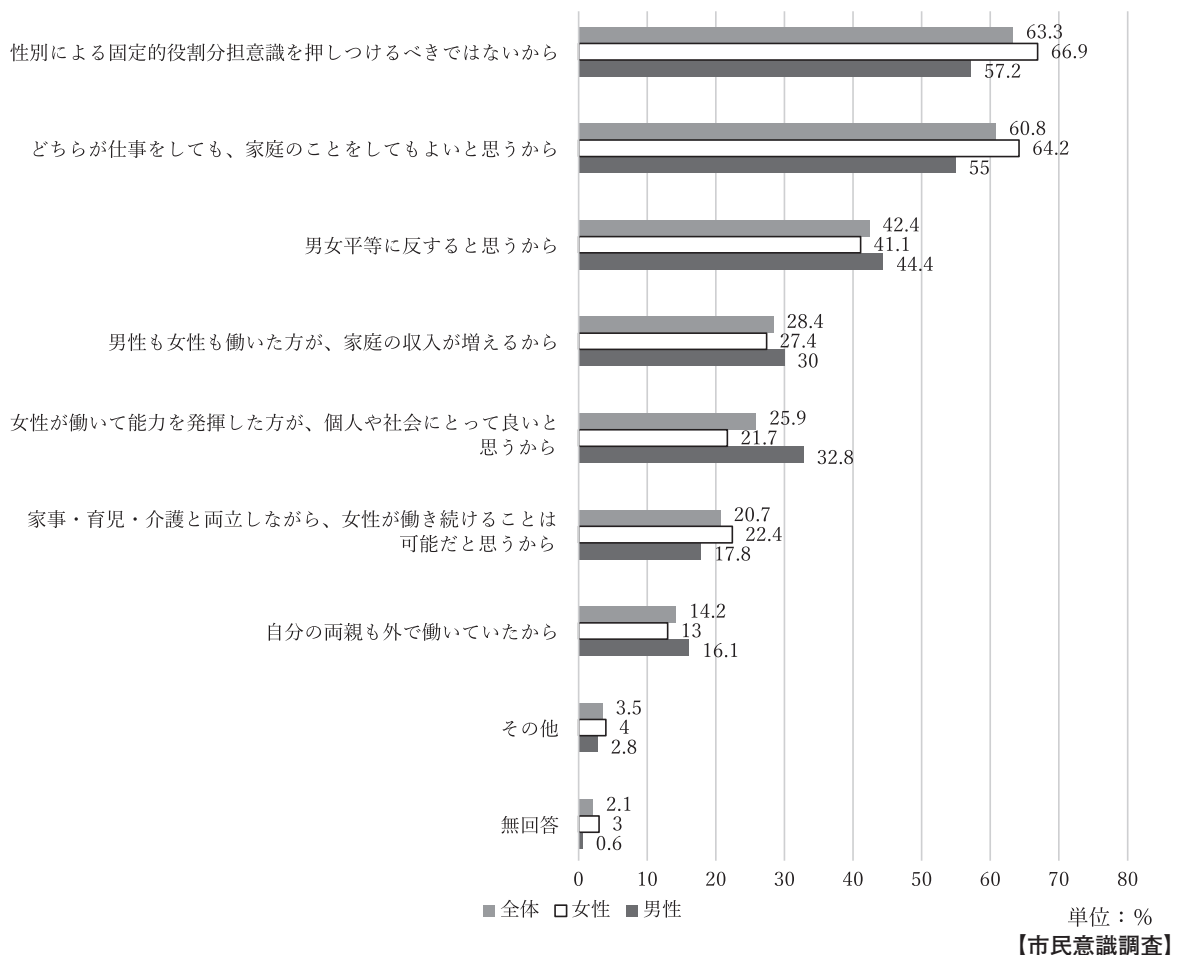


図22 《L G B T など性的少数者について》

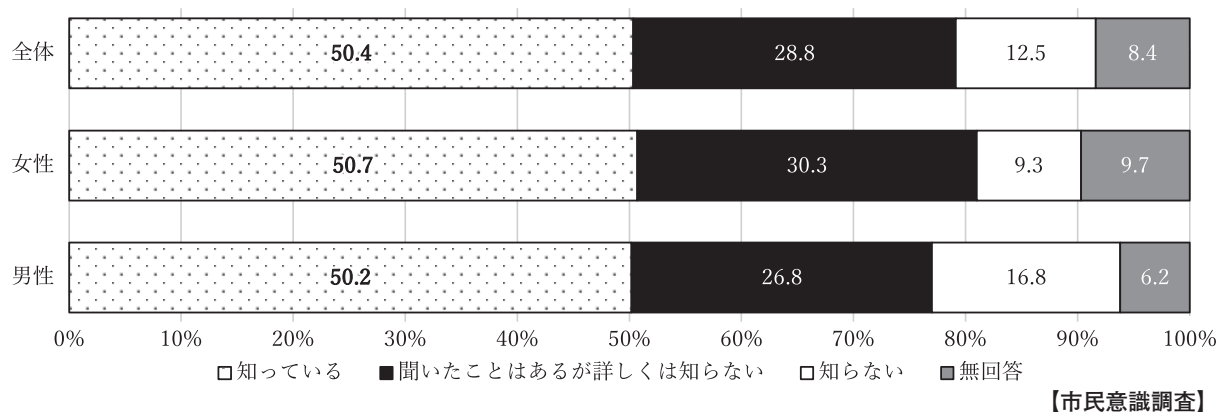
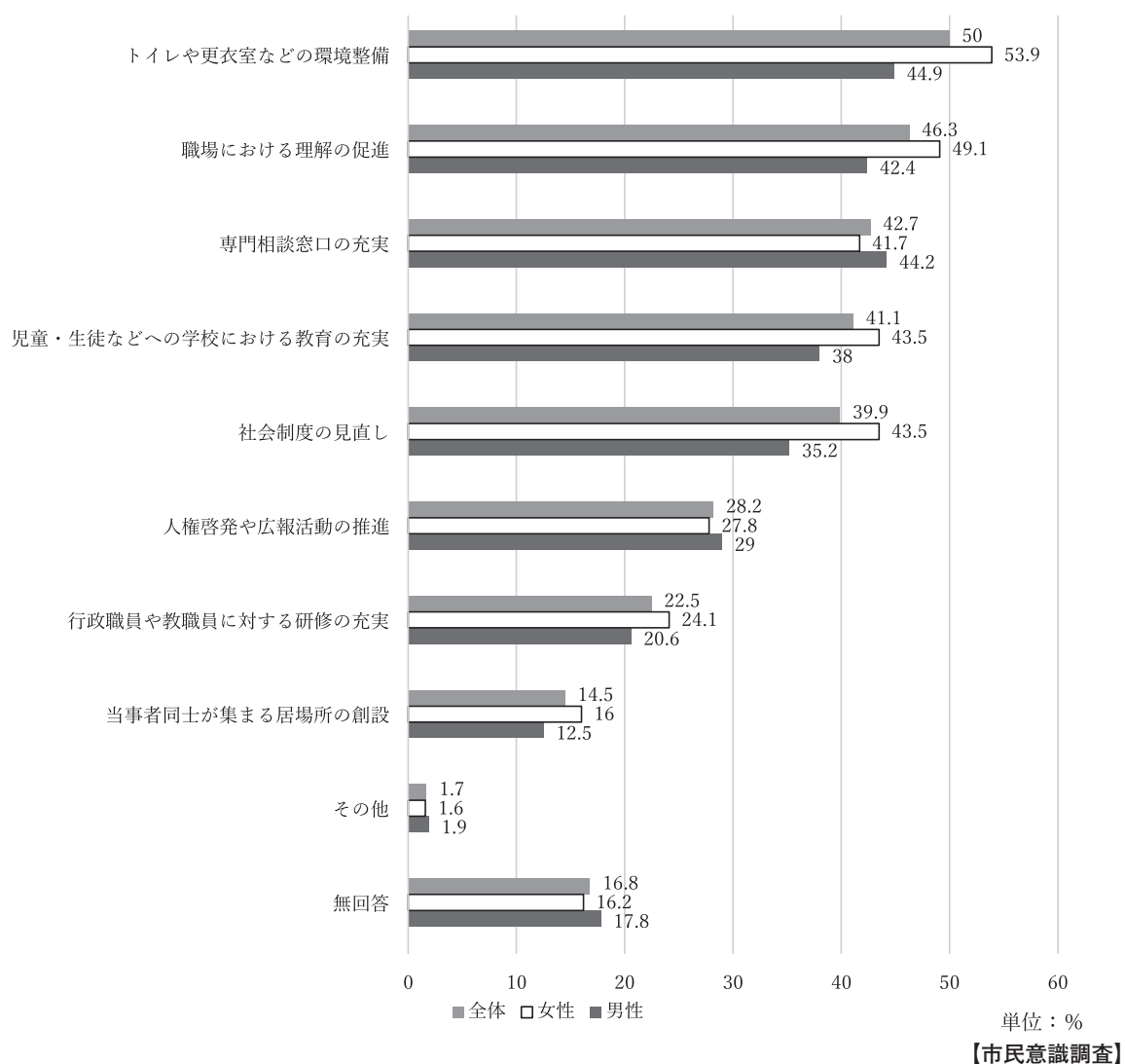


図23 《性的少数者に対する理解の促進や支援に必要なもの》



●重点項目２●

人権尊重・男女共同参画の視点に立った表現と広く正しい情報発信

男女共同参画社会づくりを進めるにあたり、良い制度があったとしてもその情報を知らなければ利用することはできません。そのために、多くの人に情報を正しく広く伝えることは、とても重要なことです。また、啓発等の情報発信についても同じことがいえます。

そのため、法制度をはじめ施策等、幅広い情報を市広報、メディア、SNS等の様々な媒体を駆使して、分かりやすく伝えます。

その情報発信にあたっては、表現の自由を尊重しつつ、性別による固定的役割分担意識を助長する表現、子どもや女性への暴力や性を商品化する表現を自粛し、男女共同参画の視点に立った適切な表現に努め、正しい情報発信を行います。

《具体的施策》

- ①メディア・SNS等を活用した啓発や情報の周知
- ②人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現による情報発信

具体的施策／取組内容	担当課
①メディア・SNS等を活用した啓発や情報の周知	
●市広報、ホームページ、Facebook 等による情報提供及び広報活動の実施	市民活動推進課
②人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現による情報発信	
●男女の人権尊重に配慮した市広報や刊行物の作成	秘書広報課 関係課

基本目標 2

だれもが共に活躍できるまちづくり

男女が共に対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針決定の場へ参画し、女性の活躍が進むことは、多様な視点が確保され、すべての人が暮らしやすいまちづくりの実現につながります。

しかし、こうした意思決定の場への女性の参画は未だ十分とはいえず、市民意識調査においても「男性優位の組織運営を改善することが必要」との意見が多くありました。

そこで、社会制度や慣行、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野で男女が共に個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って豊かで活力あるまちづくりに参画できる環境作りを進めていきます。

また、女性自らも意欲や能力を高め、持てる力を十分に発揮できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、あらゆる分野へ女性の参画拡大を推進していく必要があります。

重点項目 1 あらゆる分野における施策・方針決定の場への女性参画の推進

重点項目 2 職場における男女共同参画の推進

重点項目 3 多様な選択を可能にする環境の整備

重点項目 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

●重点項目 1 ●

あらゆる分野における施策・方針決定の場への女性参画の推進

男女が施策等の立案及び決定の場に共に参画することは、男女共同参画社会を実現する上で重要なことですが、現状は女性の参画が十分でない状況にあります。

国においては、第5次男女共同参画基本計画で「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」となることを目指して、取組をしています。萩市においても、市民意識調査の中で市への要望について、「各種委員会や審議会等、政策・方針決定過程への女性委員の積極的な登用」が上位にあり、こうした場への女性参画の推進に取り組み、実質的な男女の均等を図ることは重要です。特に災害時は、防災施策等に関する決定の場において、女性の視点、参画が必要です。

また、事業所や地域活動の場においても同様のことがいえます。

新たな発想が生まれ、様々な価値観が尊重される柔軟な社会を構築するため、事業者や各種団体等に対し、引き続き、積極的に女性の参画拡大を推進するよう強く働きかけていきます。

市民意識調査で、女性が社会の中でリーダーになるために何が必要と思うかとの質問では、「家族の支援・協力」に次いで、「女性自身が意欲を高める」が多くありました。女性自身が抵抗感をなくし、意欲や能力を高めて活躍できるよう、情報や学習機会の充実と女性の参画推進の必要性について社会全体の理解の促進を図ります。

《具体的施策》

- ①市の女性職員の管理職等への登用
- ②審議会等への女性委員の参画推進と拡大
(男女の委員がともに40%となるよう推進する)
- ③事業者等における方針決定の場への女性参画の拡大
- ④各種団体等における方針決定の場への女性参画の拡大
- ⑤女性が意欲や能力を高める研修会や講演会の実施や情報提供

具体的施策／取組内容	担当課
①市の女性職員の管理職等への登用	
●女性職員の管理職等への積極的な登用	人事課
●女性職員の能力向上のための研修派遣の実施	人事課
②審議会等への女性委員の参画推進と拡大 (男女の委員がともに 40%となるよう推進する)	
●審議会、委員会等における女性委員の登用率の向上及び男女のバランスのとれた委員登用	関係課
③事業者等における方針決定の場への女性参画の拡大	
●事業者等における意思決定の場への女性の参画の促進	市民活動推進課
●やまぐち男女共同参画推進事業者を増やすための啓発	市民活動推進課
●事業者等への女性の登用及び雇用促進の協力要請	商工振興課
④各種団体等における方針決定の場への女性参画の拡大	
●各種団体等における意思決定の場への女性の参画の促進	市民活動推進課
⑤女性が意欲や能力を高める研修会や講演会の実施や情報提供	
●女性自身の意欲を高めるための講演会の実施	市民活動推進課
●各公民館における女性向けセミナー、講座等の開催	文化・生涯学習課

《計画の指標》

指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	所管課	備考
女性職員の管理職等への登用 (係長級以上の職員の女性割合)	31.1% (R3)	33% (R7)	人事課	萩市特定事業 主行動計画
管理職 (課長級以上の女性割合)	15.5% (R3)	20% (R7)	人事課	萩市特定事業 主行動計画
審議会等への女性の参画登用	38.1% (R3)	40% (R8)	関係課	萩市男女共同 参画プラン

図24 《市職員の女性の登用状況（萩市）》

各年度4月1日時点

	職員数				管理職以上				係長以上			
	計	男性	女性	女性構成率	計	男性	女性	女性登用率	計	男性	女性	女性登用率
平成29年度	854	486	368	43.1%	129	111	18	14.0%	432	306	126	29.2%
平成30年度	862	493	369	42.8%	140	118	22	15.7%	436	305	131	30.0%
平成31年度	872	503	369	42.3%	139	114	25	18.0%	430	301	129	30.0%
令和2年度	858	500	358	41.7%	138	115	23	16.7%	429	302	127	29.6%
令和3年度	865	500	365	42.2%	142	121	22	15.5%	438	302	136	31.1%

【人事課】

図25 《審議会等への女性の参画状況（萩市）》

各年度4月1日時点

区分	審議会等の数			審議会等委員		
	総数	女性が参画する 審議会等	女性が参画する 審議会等割合	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員割合
平成29年度	91	86	94.5%	1,511	576	38.1%
平成30年度	90	86	95.6%	1,527	578	37.9%
平成31年度	85	84	98.8%	1,486	572	38.5%
令和2年度	90	88	97.8%	1,508	570	37.8%
令和3年度	91	89	97.8%	1,451	553	38.1%

【市民活動推進課男女共同参画推進室】

図26 《女性が社会の中でリーダーになるために必要なもの》

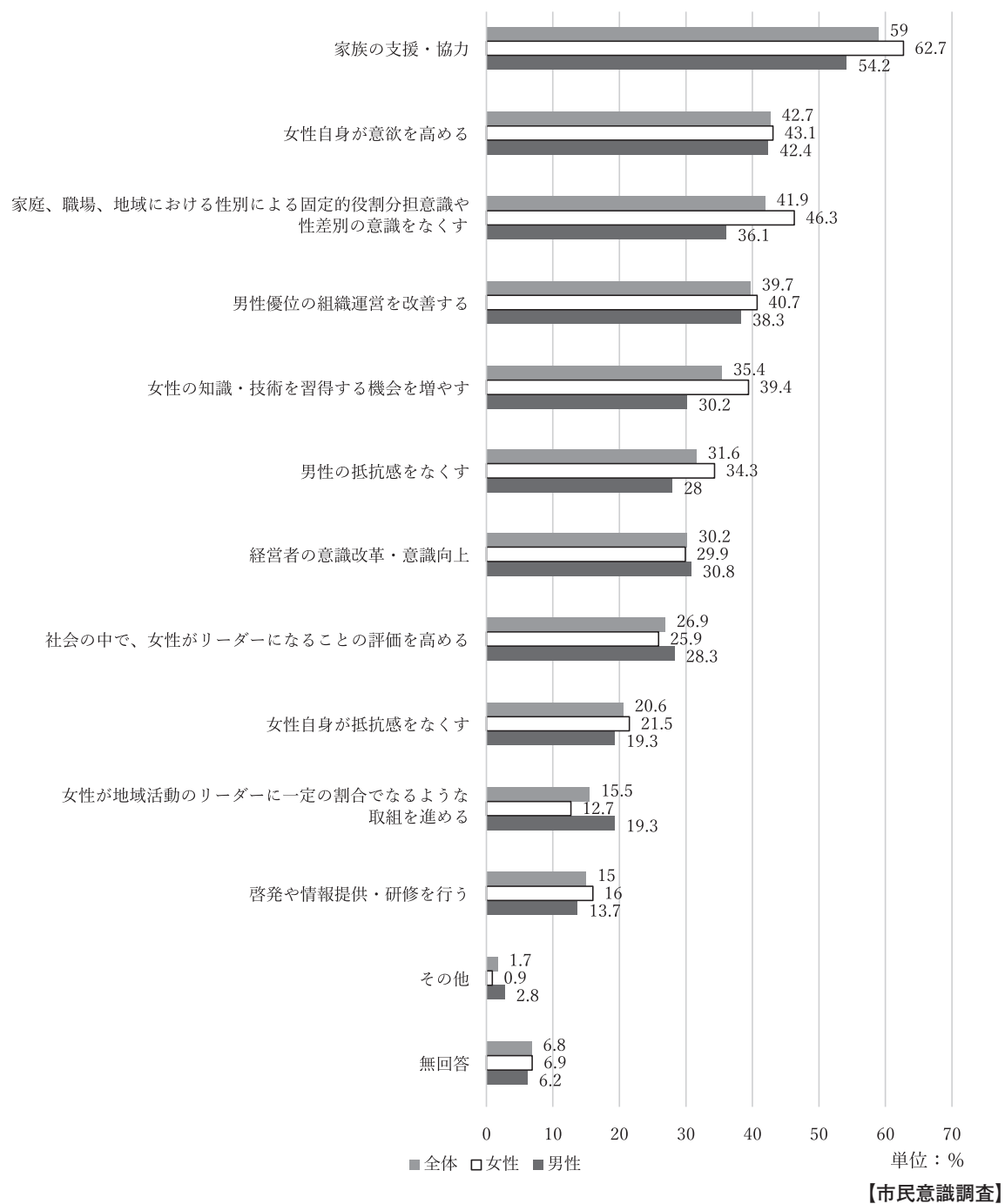
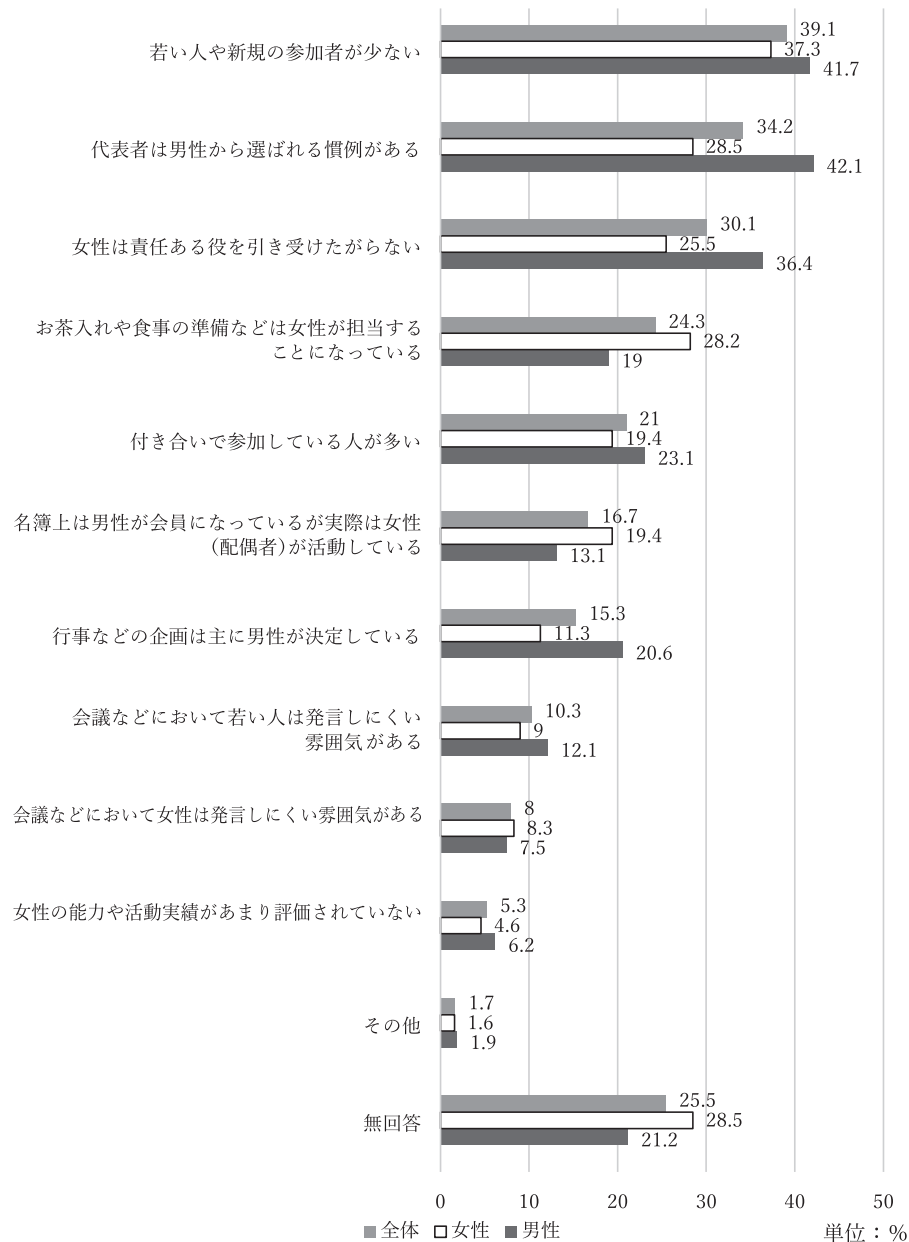


図27 《参加している、参加したことがある地域活動であること》



【市民意識調査】

●重点項目2●

職場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法など雇用の場における法制上の整備は進められてきましたが、賃金においても雇用においても実質的な均等が図られているとはいえない現状です。

パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが男女間の賃金格差の一因になっており、職場でのハラスメント被害も男性より困難に陥りやすい状況です。

一方、育児・介護休業制度等については、男性の利用者が少ない現状です。市民意識調査で、男性の育児・介護休業制度等を利用する男性が少ない理由として一番多かったのが「男性が制度を利用することについて、社会全体の認識が十分でないから」であり、今後さらに、認識を高めていく必要があります。

男女の均等な機会及び待遇の確保、正規雇用と非正規雇用の均衡待遇の促進、各種ハラスメントに関する雇用管理の改善などが男女雇用機会均等法や労働基準法に基づき各種制度の利用についても確保されるよう事業者働きかけるとともに、意識啓発を推進します。

また、農林水産業、商工業等の自営業の分野においては、担い手の育成という視点から、男女が共に自信と誇りを持って就業する機会を確保することが必要です。

自営業においては、生産の場と生活の場が一体となっており、その両面で女性は重要な役割を担っているにもかかわらず、その役割に見合う適正な評価を受けているとはいえません。

このため、女性が両面で貢献していることを適正に評価するとともに、男性の対等なパートナーとして、経営や事業運営等に女性が参画する機会を確保することが大切です。

男女が互いの役割を認め合い、生きがいを持って働くことができる環境作りに努めます。

《具体的施策》

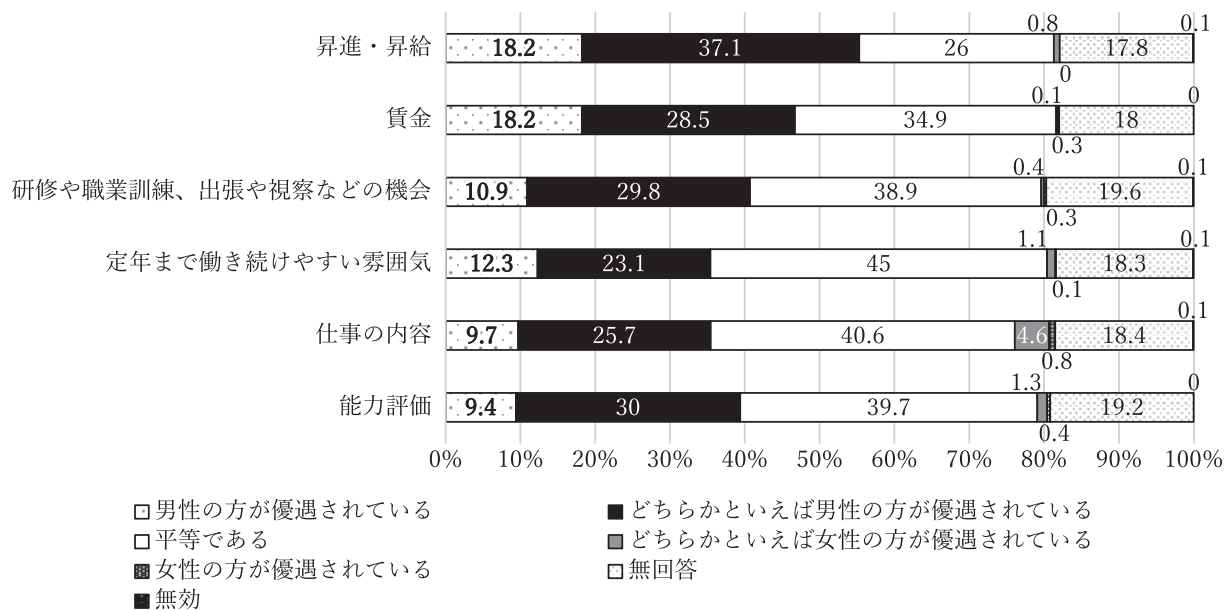
- ①就業に関連した法制度の周知・啓発の推進
- ②ハラスメント防止の啓発
- ③農林水産業、商工業等における男女共同参画の推進

具体的施策／取組内容	担当課
①就業に関連した法制度の周知・啓発の推進	
●就業に関連した法制度の周知及び情報提供	市民活動推進課 福祉政策課 商工振興課
②ハラスメント防止の啓発	
●庁内におけるハラスメントに関する相談体制の充実	人事課
●ハラスメント防止のための啓発活動	市民活動推進課 福祉政策課 商工振興課
●ハラスメントに関する相談体制	市民活動推進課
③農林水産業、商工業等における男女共同参画の推進	
●女性の経営参画の促進と担い手の育成のための支援	農政課 水産課
●家族経営協定の普及啓発	農政課 水産課
●女性起業家や起業グループの育成支援	農政課 水産課 商工振興課

《計画の指標》

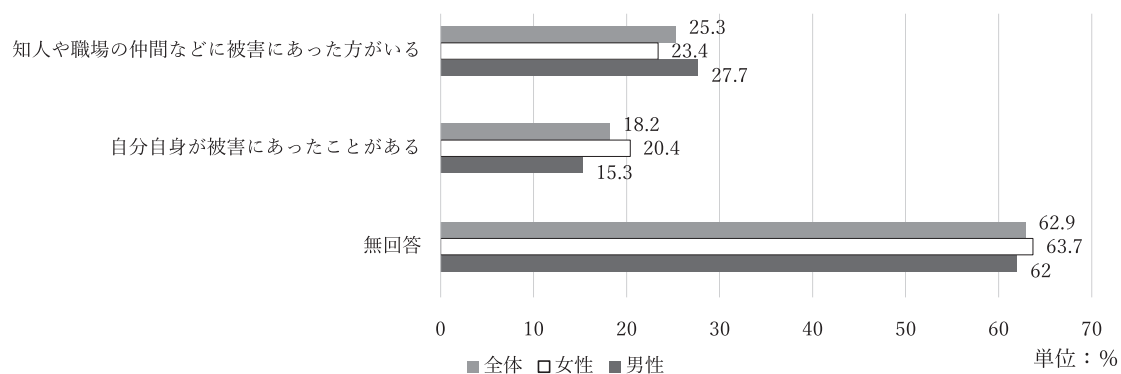
指標	現状値 (R2 年度)	目標	所管課	備考
家族経営協定文書締結数 農業	40 件	増加させる	農政課	
家族経営協定文書締結数 漁業	15 件	増加させる	水産課	

図28 《職場における平等について》



【市民意識調査】

図29 《何らかのハラスメント（嫌がらせ）を受けた割合》



【市民意識調査】

図30 《男性が育児・介護休業制度、子の看護休暇制度を利用することについて》

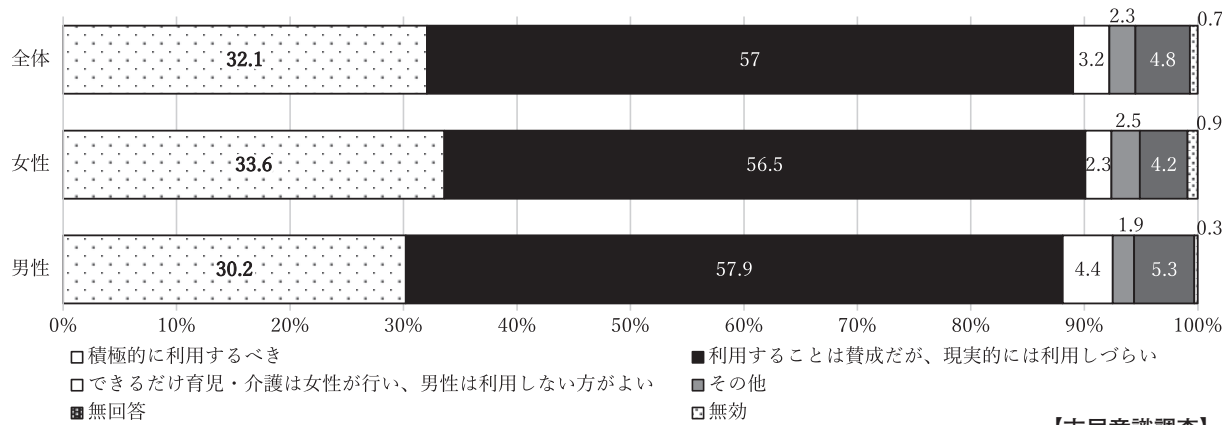
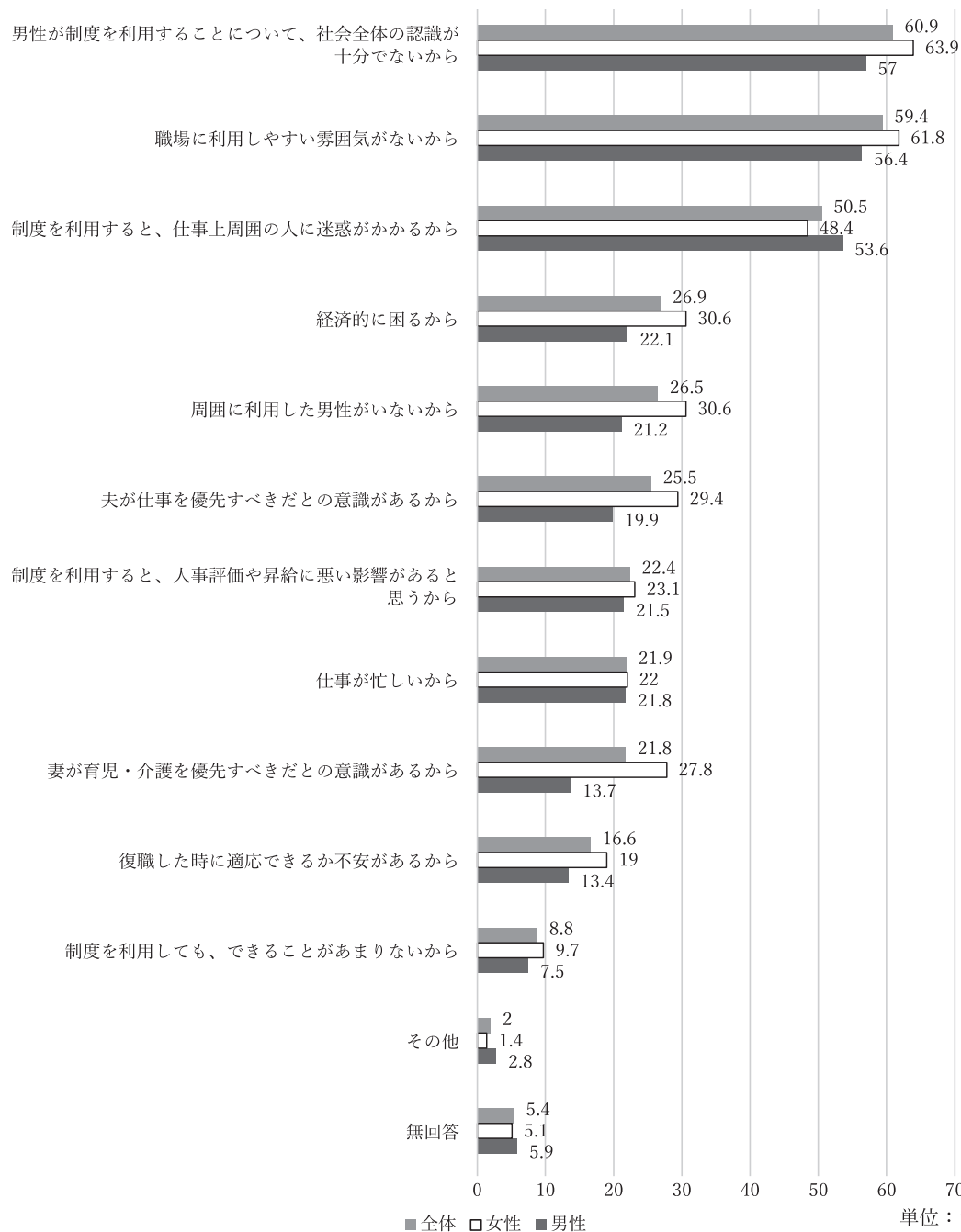


図31 《男性の育児・介護休業制度、子の看護休暇制度の利用が少ない理由》



●重点項目3●

多様な選択を可能にする環境の整備

男性も女性も働きたい全ての人が、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することが重要です。

市民意識調査の回答のうち、萩市への要望については、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備する」と「介護施設、サービスを充実させる」の二つが最も多かったことから、男女が多様な働き方を選択できるよう、子育てや介護の環境整備を促進します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの導入など、多様な働き方が選択でき、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分発揮することができるよう就業環境の整備の推進・啓発に取り組みます。

《具体的施策》

- ①子育て支援サービス等の充実
- ②介護支援サービス等の充実
- ③柔軟な働き方に向けた就業環境の整備の推進・啓発

具体的施策／取組内容	担当課
①子育て支援サービス等の充実	
●多様なニーズに対応した各種保育サービスの充実	子育て支援課
●放課後児童の生活の場の充実(児童クラブ等)	子育て支援課
●各種育児に関する相談支援体制の充実	子育て支援課 健康増進課
●育児に携わる者同士が交流するための場の確保	子育て支援課 健康増進課
●放課後子ども教室の推進	文化・生涯学習課
②介護支援サービス等の充実	
●各種介護サービスの充実	高齢者支援課 地域包括支援センター
●各種介護に関する相談支援体制の充実	高齢者支援課 地域包括支援センター
●介護に携わる者同士が交流するための場の確保	地域包括支援センター
③柔軟な働き方に向けた就業環境の整備の推進・啓発	
●関連した支援の推進・啓発	商工振興課

●重点項目 4●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

家族の一員として充実した心豊かな生活を送るためには、男性も女性も家事、育児、介護等を互いに協力し合って行い、家庭生活と他の活動を両立させることが求められています。

しかし、女性が家事、育児、介護の大半を担いながら、就業や地域活動を行う一方で、男性は仕事中心とした家庭もまだまだ多い状況です。

少子高齢化、雇用の変化が進展する中、働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、人々の健康を維持し、趣味やボランティア活動等、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

そこで、男女がどちらかに依存する関係ではなく、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、事業所では従業員の満足度やモチベーションが上がり、優秀な人材の確保や生産性の向上、そして事業所の価値の向上にもつながります。

男女がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるよう取組を進めます。

《具体的施策》

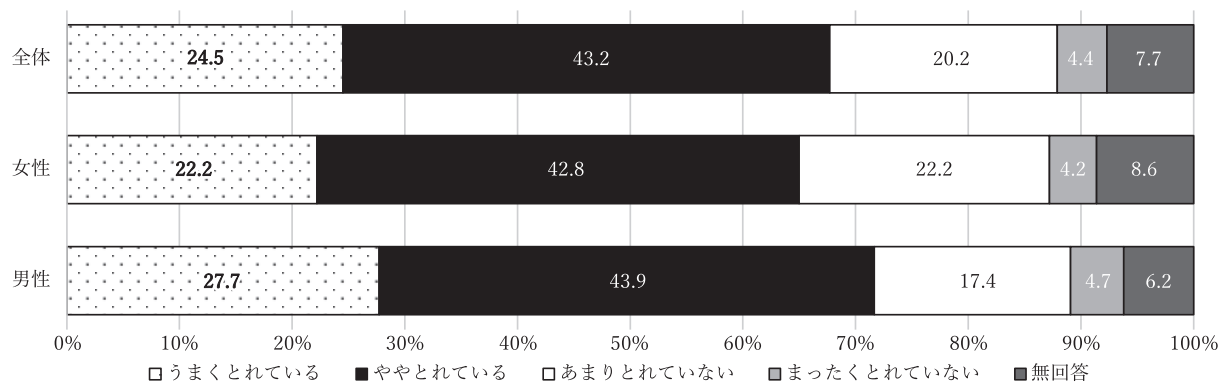
- ①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進及び学習機会の提供
- ②男女の地域活動への参画促進
- ③事業者及び市民に対する啓発活動の推進

具体的施策／取組内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進及び学習機会の提供	
●家庭生活における男女共同参画の意識啓発の推進	市民活動推進課
●ワーク・ライフ・バランスの推進のための啓発活動	市民活動推進課 人事課 商工振興課
②男女の地域活動への参画促進	
●町内会活動への啓発	市民活動推進課
●地域コミュニティ活動の推進	市民活動推進課 各地域総合事務所
●市民活動の推進	市民活動推進課
●地域子育て活動への支援	子育て支援課
③事業者及び市民に対する啓発活動の推進	
●仕事と生活の調和推進のための法制度や各種支援制度等の周知及び啓発	子育て支援課 商工振興課

《計画の指標》

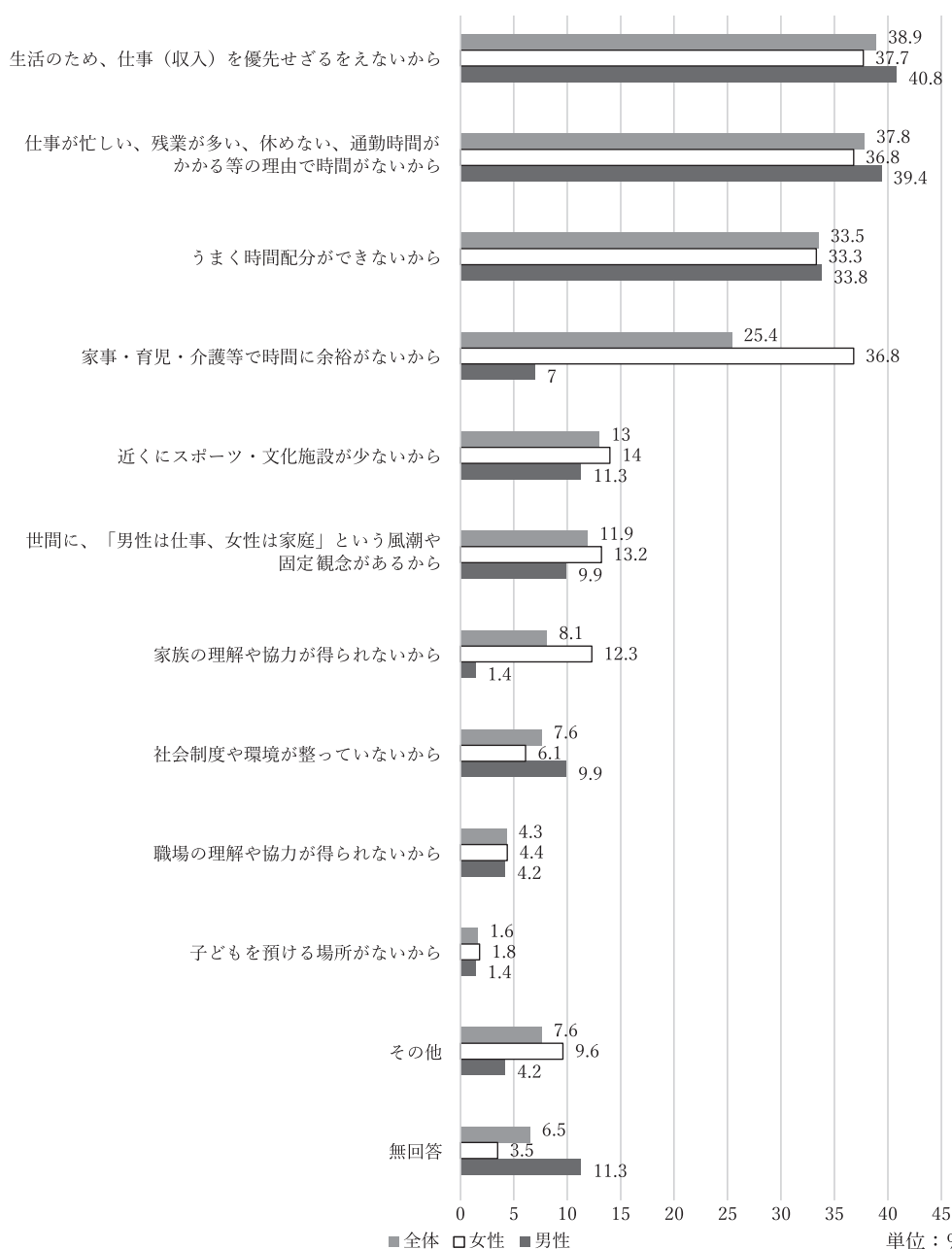
指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	所管課	備考
一人あたりの月平均時間外勤務時間	11.5時間 (R2)	10 時間 以内 (R7)	人事課	萩市特定事業 主行動計画
家庭生活・仕事・地域活動・プライベートな時間のバランスがうまくとれていると感じる人の割合	67.8% (R3)	増加さ せる (R8)	市民活動推進課	市民意識調査

図32 《家庭生活・仕事・地域活動・プライベートな時間のバランス》



【市民意識調査】

図33 《バランスがとれていない理由》



【市民意識調査】

基本目標 3

だれもが健康で、安全・安心に暮らせる社会づくり

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、克服すべき重要な課題です。

人は暴力にさらされると脅え、萎縮し、のびのびと自由に行動ができなくなります。暴力はいかなる理由があっても否定され排除されるべきものです。

深刻な社会問題にもかかわらず潜在化しがちな配偶者等からの暴力を含む男女間におけるあらゆる暴力等を根絶する必要があります。

暴力を生まないための予防教育や、暴力は許さないという意識を醸成するため啓発活動を推進すると共に、相談・支援体制（必要に応じ、関係機関と連携・協力）の充実を図ります。

個人の生きがいや価値観は多様化していますが、生涯を通じて心身共に健康でいきいきと暮らすことは、私たちの願いであり、男女共同参画社会の目指す姿でもあります。そのためには、お互いの生き方、考え方を尊重し、協力しあうことが大切です。

そこで、家族を構成する一人ひとりが、心身共に健康で、生きる喜びを実感できる、心豊かな生活を送るための環境づくりを充実させます。

また、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、ひきこもり等は、困難を抱えやすいことから、健康で安心して暮らせるよう、必要な支援を一層進めていきます。

災害時においては、女性等に配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。

重点項目 1 暴力（DV・デートDV等）の根絶

重点項目 2 暴力被害者等への相談・支援の充実

重点項目 3 生涯を通じた男女の健康支援

重点項目 4 安心して暮らせる環境づくり

●重点項目 1 ●

暴力（DV・デートDV等）の根絶

男女共同参画社会基本法第3条の「男女の人権の尊重」は男女共同参画社会の根幹をなす基本理念です。

配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー行為、リベンジポルノ等は深刻な社会問題となっています。また、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント等は一層複雑化しています。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。これらの被害を受けた人は男女ともにいますが、被害者は女性の方が多くなっています。その背景には固定的な性別意識や社会構造上の問題等が関係していると考えられています。

また、親が子どもに暴力を見せることは面前DVと言われ、児童虐待になり、子どもの成長に悪影響を与えます。

このため、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない気運の醸成を図るため、様々な機会を捉え、研修会や講座等を行い広く啓発をしていきます。

また、子どもたちが、将来加害者にも被害者にもならないよう、発達段階に合わせて正しい知識を身に付けるべく予防教育に取り組みます。

《具体的施策》

①男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進

②暴力を生まないための予防教育の実施

具体的施策／取組内容	担当課
①男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進	
●男女間の暴力を許さないという意識啓発の推進	市民活動推進課
②暴力を生まないための予防教育の実施	
●暴力予防に関する講座等の開催	市民活動推進課

《計画の指標》

指標	現状値 (R3 年度)	目標 (R8 年度)	所管課	備考
どんな場合でも暴力にあたると思う人の割合				
なぐる、ける	74.0%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
物を投げつける	60.9%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
なぐるふりや刃物などを突きつけて、おどす	74.1%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
いやがっているのに性的な行為を強要する	67.9%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
見たくないのに、アダルトビデオ・雑誌を見せる	52.1%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
無視をする	27.5%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
身内や友人の付き合いを制限する	24.5%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
携帯やメール等をチェックする	28.0%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
SNSをつかった嫌がらせをする	60.7%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
馬鹿にする	37.8%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
大声でどなる	45.6%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
生活費を渡さない (諸々の費用を負担しない)	48.4%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
死んでやると自殺をほのめかしておどす	45.1%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査

図34 《暴力と思いますか》

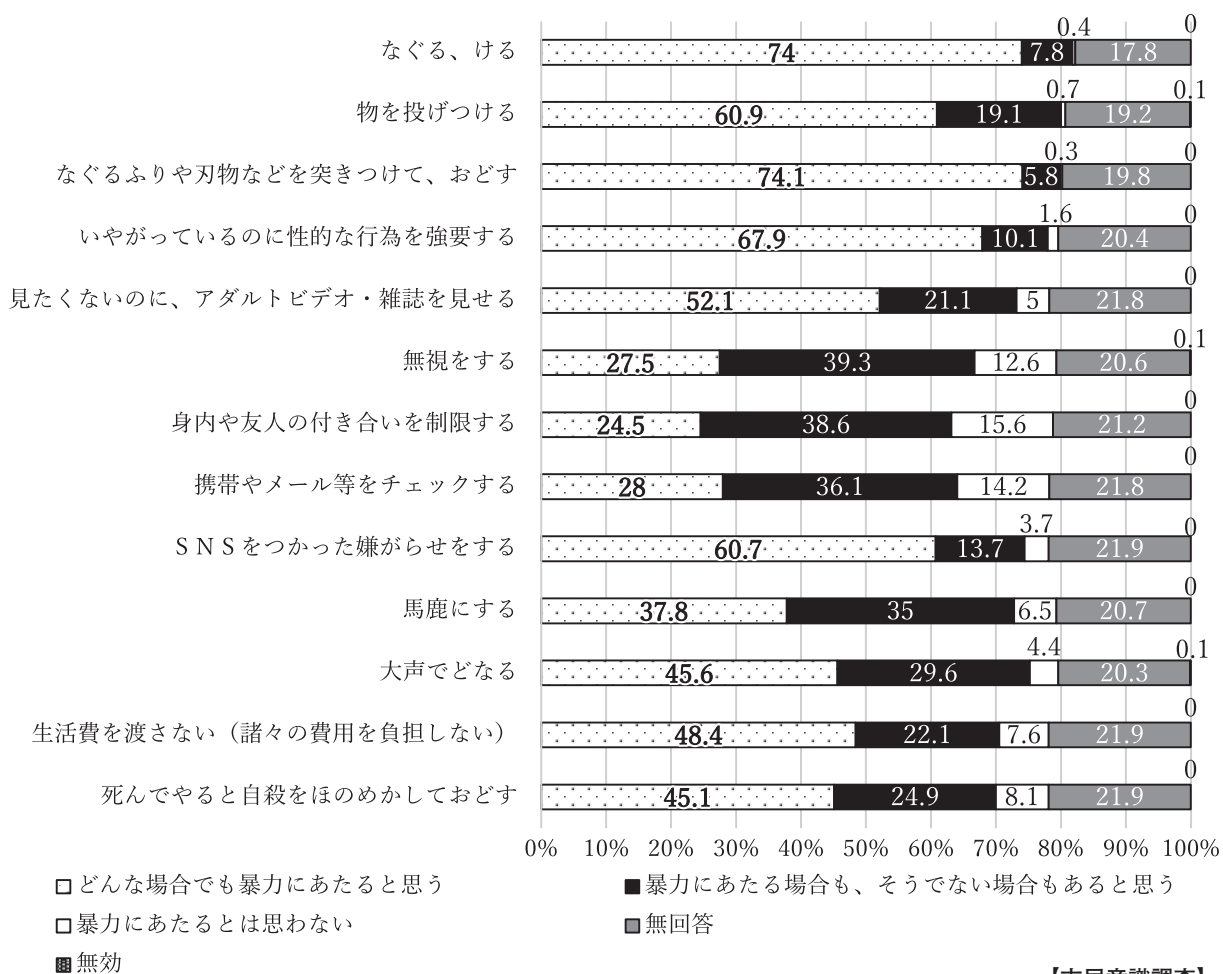
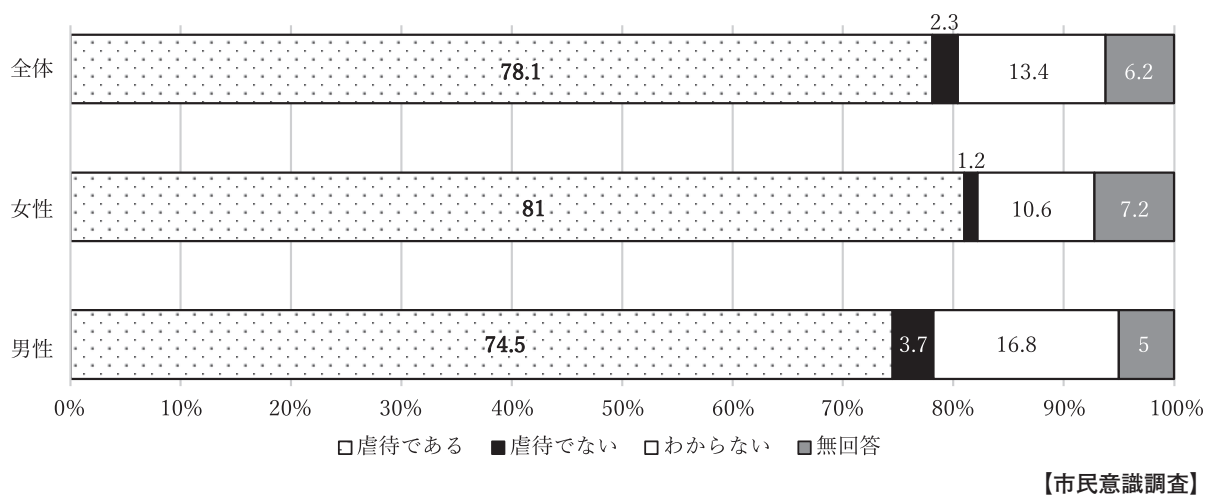


図35 《子どもが見ている前での暴言・暴力》



●重点項目２●

暴力被害者等への相談・支援の充実

配偶者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力をドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）といい、交際相手から振るわれる暴力のことをデートＤＶといいます。このような暴力は、身体的、精神的、性的、経済的、その他の形で被害者に恐怖と不安を与え、生活の混乱を招き、自信の喪失、無力感をもたらし、さらには犯罪ともなる重大な人権侵害です。

また、ＤＶ家庭では面前ＤＶ等、児童虐待が起こることが多いといわれています。

家庭内で起きる暴力は深刻な社会問題であるにもかかわらず、家庭という密室で起こっているために個人的な問題として捉えたり、暴力が日常化しているために被害者自身が暴力を受けている認識がなかったり、経済的な理由などにより我慢せざるを得ない状況があるなど、未だ多くの被害が潜在していると考えられます。

市民意識調査では、被害経験がある人で各種相談機関に相談している人は6.7%しかおらず、迷わず相談できるよう相談窓口の周知や相談体制を充実させ、被害者の状況に応じた適切な自立に向けた支援（必要に応じ、関係機関と連携・協力）に努めます。

また、身近な親族等から受ける被害で被害が潜在化しやすい性被害者や、周囲の理解や認識不足によって引き起こされている社会的偏見や差別により生きづらさを抱えている性的少数者への支援も進めていきます。

《具体的施策》

- ①相談・支援・連携体制の強化
- ②被害者の自立に向けた支援

具体的施策／取組内容	担当課
①相談・支援・連携体制の強化	
●女性相談窓口の周知及び情報提供の実施	市民活動推進課
●関係機関と連携し配偶者等暴力被害者への支援を実施	市民活動推進課
●性被害者への支援	市民活動推進課
●性的少数者への支援	市民活動推進課
②被害者の自立に向けた支援	
●女性相談窓口による配偶者暴力等被害者への支援を実施	市民活動推進課
●支援体制充実のため資質向上に努める	市民活動推進課

《計画の指標》

指標	現状値 (R3年度)	目標 (R8年度)	所管課	備考
市役所をDV相談窓口として認知している人の割合	29.4%	増加させる	市民活動推進課	市民意識調査
DV被害について、どこ（だれ）にも相談しなかった割合	51.1%	減少させる	市民活動推進課	市民意識調査

図36 《萩市女性相談窓口相談受付状況》

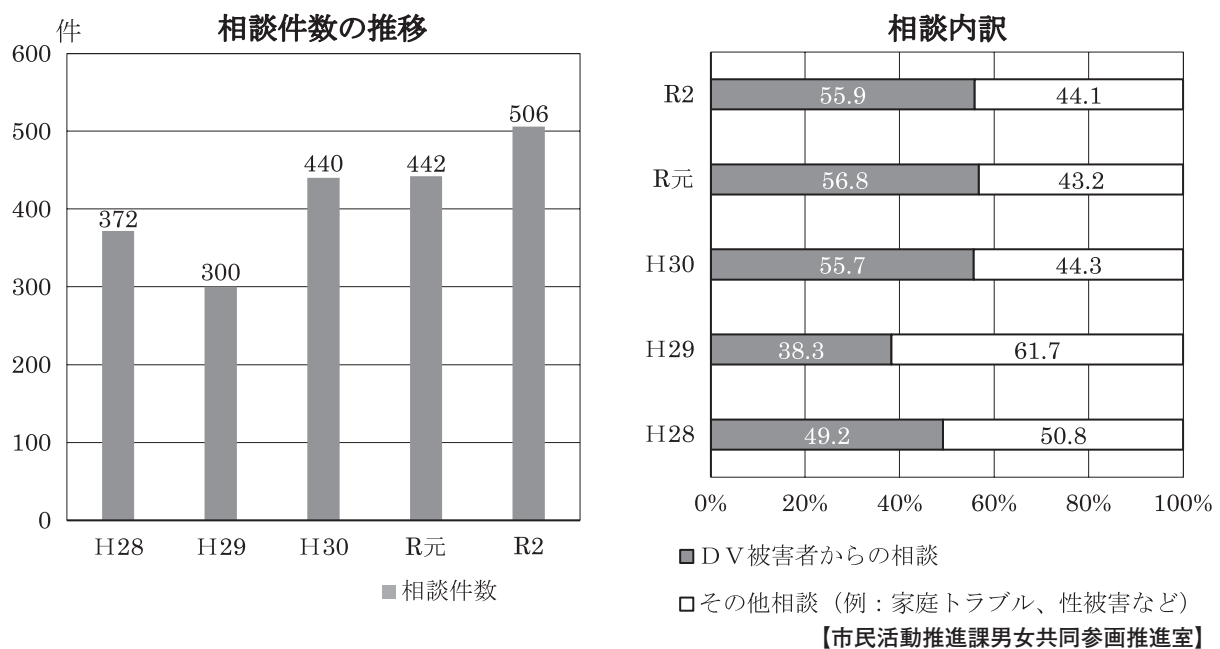
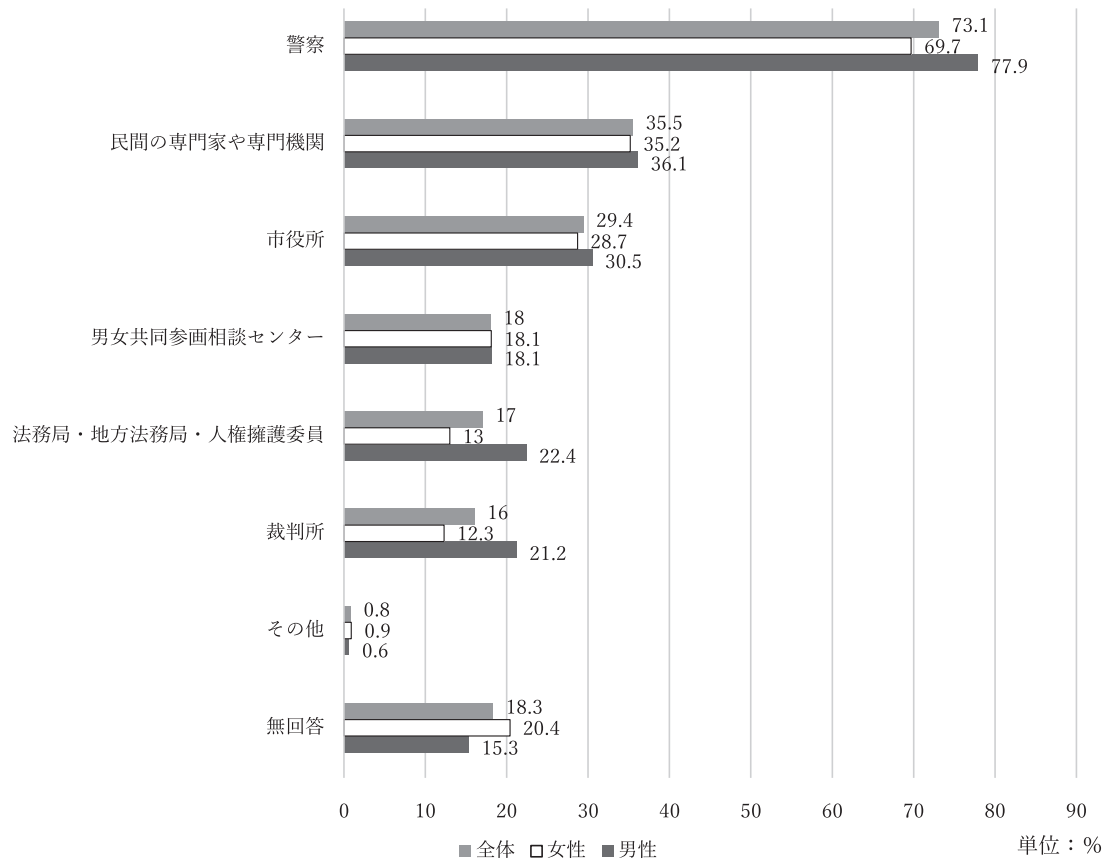


図37 《知っている配偶者や交際相手の間での暴力を相談できる場所》



【市民意識調査】

●重点項目3●

生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、とても大切です。男女が、異なる健康上の問題に直面することについて、正しい知識や情報の提供、性を尊重し合う意識を高める啓発を推進します。

若年層の望まない妊娠や性感染症の予防のため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に立って、男女が共に性に関する知識を持ち、自ら判断できることは重要です。

また、安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援をします。

不妊に悩む男女のためには、経済的負担軽減のために治療費の助成による支援をします。

飲酒・喫煙、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題、そしてより良い生活習慣を身に付けるための広報や啓発に努めます。

そして、人生100年時代の安心の基盤である心身の健康の保持増進に努め、生涯、生きがいを持ち自分らしくいきいきと生活していけるようその環境づくりを行っていきます。

《具体的施策》

- ①生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- ②妊娠・出産等に関する健康支援
- ③男女の不妊、不育症治療への支援
- ④みんながいいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりの推進

具体的施策／取組内容	担当課
①生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進	
●学校における性教育の推進	学校教育課
●健康教育の推進や健康診査、健康相談機能の充実	健康増進課
●健康寿命の延伸等につながる食育の推進	健康増進課
●地域包括ケア体制の充実	地域包括支援センター
②妊娠・出産等に関する健康支援	
●妊娠・出産・子育て環境の充実	健康増進課
③男女の不妊、不育症治療への支援	
●妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援	健康増進課
●不妊治療等に対する経済的負担軽減のための支援	健康増進課
④みんながいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりの推進	
●各公民館における各種講座開設による生涯学習活動の充実	文化・生涯学習課
●NPO活動やボランティア活動等への支援	市民活動推進課 福祉政策課 観光課

《計画の指標》

指標	現状値 (年度)	目標値 (R8年度)	所管課	備考
がん検診受診率 子宮頸がん検診	5.0% (R元)	伸ばす	健康増進課	健康はぎ 21 萩市保健計画
がん検診受診率 乳がん検診	4.6% (R元)	伸ばす	健康増進課	健康はぎ 21 萩市保健計画
喫煙 成人の喫煙率の減少	17.3% (H29)	減らす	健康増進課	健康はぎ 21 萩市保健計画
1歳6か月児健診受診率	96.2% (H30)	100%	健康増進課	健康はぎ 21 萩市保健計画
3歳児健診受診率	94.0% (H30)	100%	健康増進課	健康はぎ 21 萩市保健計画

●重点項目 4●

安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会の形成において、個人がその意欲や能力に応じて安心して暮らせる環境を整備することが重要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、ひきこもり等は、貧困など生活上の困難を抱えやすくなっています。

ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもへの生活面での支援や教育の支援等が必要です。

また、萩市は全国に比べて高齢化が早く進んでおり、生涯にわたり、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるよう、多様な社会参画に向けた取組を一層進めることが重要です。

年齢や障がい、性別にかかわらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができ、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、様々な支援を行います。

災害時においては、女性や乳幼児、障がい者、高齢者などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。

《具体的施策》

- ①ひとり親家庭等に対する支援
- ②高齢者が安心して暮らせる福祉サービス等の充実
- ③障がい者が安心して暮らせる福祉サービス等の充実
- ④貧困やひきこもりなど生活上の困難に直面する人への支援
- ⑤女性等に配慮した防災・災害対策の充実

具体的施策／取組内容	担当課
①ひとり親家庭等に対する支援	
●ひとり親家庭が自立して生活するための相談、支援体制の充実	子育て支援課
②高齢者が安心して暮らせる福祉サービス等の充実	
●高齢者に対する生きがいと健康づくりのための活動支援	高齢者支援課
●介護に対する支援の充実	高齢者支援課
●介護予防の推進	地域包括支援センター
●高齢者に対する暴力防止研修会の実施	地域包括支援センター
③障がい者が安心して暮らせる福祉サービス等の充実	
●障がい者が自立して生活するための相談、支援体制の充実	福祉支援課
④貧困やひきこもりなど生活上の困難に直面する人への支援	
●生活困窮者自立支援制度による相談窓口の設置	福祉支援課
●離職者等への生活安定対策	商工振興課
●ひきこもりの相談窓口の設置	文化・生涯学習課
⑤女性等に配慮した防災・災害対策の充実	
●男女のニーズの違い等に配慮した物資及び支援体制の整備	防災危機管理課

《計画の指標》

指標	現状値 (R3年度)	目標値	所管課	備考
避難所における指定職員の女性割合	36.6%	50.0%	防災危機管理課	

第4章

プランの推進

第4章 プランの推進

1. プランの推進体制

(1) 萩市男女共同参画推進審議会

男女共同参画の推進に関し、男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議します。

(2) 萩市男女共同参画行政推進本部

本プランの総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする庁内の推進会議において、男女共同参画に関する施策の進行管理を行います。

(3) 各種団体との連携

本プランを推進し、効果を上げていくためには、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。

こうしたことから、各種団体との連携を強化するとともに、国、県及び他の自治体との連携を密にします。

2. プランの進行管理

(1) プランの進行管理及び年次報告書の作成

本プランに掲げた施策の実施状況を調査し、事業担当課で成果の評価を行うとともに、萩市男女共同参画推進主要事業実施状況報告書をまとめ、市民と事業者に公表します。

(2) プランの見直し

施策の実施状況や効果及び国内外の動向や社会情勢の変化に応じ、随時見直しを行います。

参 考 資 料

男女共同参画に関する国内外の動き

男女共同参画を理解するための用語説明

男女共同参画社会基本法

山口県男女共同参画推進条例

萩市男女共同参画推進条例

萩市男女共同参画推進条例施行規則

萩市男女共同参画行政推進本部設置規程

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
昭和 20 年 (1945)	●国際連合成立	●「衆議院議員選挙法」改正公布（婦人参政権実現）		
昭和 21 年 (1946)		●婦人参政権行使で婦人議員 39 名当選 ●日本国憲法公布（男女平等明文化）		
昭和 22 年 (1947)			●地方議会議員選挙で婦人議員 25 名当選	
昭和 24 年 (1949)			●「山口県女性問題対策審議会」設置	
昭和 50 年 (1975)	●国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ●国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」開催	●山口県女性問題対策審議会「国際婦人年に考える」建議 ●山口県女性問題対策審議会「国際婦人年行動計画について」建議	
昭和 51 年 (1976)	●国連婦人の十年（1976～1985 年） ●ILO 事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	●「民法」一部改正、施行		
昭和 52 年 (1977)		●「国内行動計画」策定 ●「国内行動計画前期重点目標」策定 ●「国立婦人教育会館」開館	●婦人労働問題研究会開催	
昭和 53 年 (1978)		●国内行動計画第 1 回報告書発行 ●婦人問題企画推進本部ニュース「えがりて」創刊	●「山口県の婦人の現状」発行 ●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」建議 ●「山口県婦人関係行政推進協議会」設置	
昭和 54 年 (1979)	●国連婦人の十年エスカップ地域会議（ニューデリー） ●国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		●「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」策定 ●「勤労婦人会懇話会」設置	
昭和 55 年 (1980)	●「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ●「女子差別撤廃条約」署名式	●「女子差別撤廃条約」署名	●「第 1 回働く婦人のつどい」開催（以降毎年開催） ●「山口県婦人行動対策会議」発足	
昭和 56 年 (1981)	●「ILO 第 156 条約（家族的責任条約）」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和 57 年 (1982)		●労働婦人少年局に「男女平等法化準備室」設置	●「婦人対策室」新設 ●「婦人就業センター」開設 ●「山口県婦人団体連合協議会」発足	
昭和 58 年 (1983)			●「婦人青少年課」を新設 ●婦人コミュニティー・リーダー養成講座開設	
昭和 59 年 (1984)	●国連婦人の十年エスカップ地域会議（東京）	●アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催		
昭和 60 年 (1985)	●「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） （西暦 2000 年に向けての） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正、施行 ●「男女雇用機会均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●西暦 2000 年に向けての全国大会開催	●「婦人の生活と意識に関する実態調査」実施 ●山口県婦人行動計画推進地域会議開催	

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
昭和 61 年 (1986)		●「男女雇用機会均等法」施行 ●主要政党での史上初の女性党首誕生		●婦人コミュニティ・リーダー養成講座開催
昭和 62 年 (1987)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	●「山口県婦人教育文化会館」開館 ●山口県婦人行動対策会議をやまぐち女性会議に改称	●萩市初の女性議員誕生
昭和 63 年 (1988)			●「第二次山口県婦人行動計画」「ともに創る 21 世紀」策定	●婦人問題フォーラム開催 ●萩市女性問題対策懇話会設置 主管：総務課
昭和 64 年 平成元年 (1989)		●学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等） ●「パートタイム労働指針」策定		
平成 2 年 (1990)	●国連婦人の地位委員会拡大会期 ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「婦人問題に関する意識調査」実施	●萩市女性問題対策懇話会による女性問題意識調査実施 ●萩市女性問題対策懇話会提言「男女の共同参加に向けて」 ●第 2 期萩市女性問題懇話会発足
平成 3 年 (1991)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ●「育児休業法」公布 ●「育児休業法」施行		●オクトピア女性セミナー開催
平成 4 年 (1992)				●女性問題に関する意識啓発のためのシンポジウム「萩づくり 女に注文！ 男に注文！」開催 ●萩市女性問題対策懇話会提言「女も男も輝いて生きるために」
平成 5 年 (1993)	●国連世界人権会議（ウィーン） ●国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●「パートタイム労働法」公布、施行	●「家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査」実施 ●「第二次山口県婦人行動計画」（愛称「やまぐち女性プラン」）一部改定 ●「やまぐち女性財団」設立	●女性行政主管課が企画課へ移行 ●女性行政推進員設置 ●第 3 期萩市女性問題対策懇話会発足
平成 6 年 (1994)	●国際人口・開発会議（カイロ） ●「開発と女性」に関する第 2 回アジア太平洋大臣会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	●総理府に「男女共同参画室」設置 ●「男女共同参画審議会」設置 ●内閣に「男女共同参画推進本部」設置	●「婦人青少年課」を「青少年女性課」に課名変更 ●女性行政推進組織に係る名称を「婦人」から「女性」に変更	●男女共生社会を考えるシンポジウム「バランスよく輝く人生を男女の固定的役割分担を乗り越えて」 ●女性行政主管課が生涯学習課へ移行 ●女性問題研究講座開催
平成 7 年 (1995)	●第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」改正、「育児・介護休業法」公布 ●「ILO156 号条約」批准	●「やまぐち女性プラン推進本部」設置 ●「山口県農山村漁村女性に関する中長期ビジョン」策定	●「いきいき旭ふれあいフォーラム」～ともに創る 21 世紀～女と男夢と喜びとときめき開催（旭村） ●女性行政主管課が企画課へ移行 ●女性問題対策懇話会提言 ●第 4 期萩市女性問題対策懇話会発足（初の男性委員 2 名委嘱）

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 8 年 (1996)		●「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 ●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課」に組織改正	●男女共同参画社会づくりモデル市町村事業（へ' 98）
平成 9 年 (1997)		●「男女共同参画審議会設置法」公布、施行 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●「育児・介護休業法」改正 ●「介護保険法」公布		●啓発誌「デュエット」発行（女性問題対策懇話会） ●第 4 期萩市女性問題対策懇話会提言
平成 10 年 (1998)			●「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ●「やまぐち女性プラン推進本部」を「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」に変更 ●女性副知事就任	●ともに創る 21 世紀フェア開催 ●萩市女性問題対策懇話会を萩市男女共同参画推進懇話会に改称（第 5 期）
平成 11 年 (1999)	●ESCAP ハイレベル政府間会議（バンコク）	●「（改正）男女雇用機会均等法」施行 ●「（改正）育児・介護休業法」施行 ●「児童買春、児童ポルノ禁止法」公布、施行 ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ●「食料・農業・農村基本法」公布、施行	●山口県女性問題対策審議会に「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」諮問	●男女共同参画地域フォーラム in 萩開催 ●女性市議会議員 2 名誕生
平成 12 年 (2000)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）「政治宣言」、「成果文書」採択	●「介護保険法」施行 ●「児童虐待防止法」公布、施行 ●「ストーカー規制法」公布、施行 ●「男女共同参画基本計画」策定	●「山口県男女共同参画推進連携会議」設立 ●山口県女性問題対策審議会「男女共同参画社会の推進に関する条例の基本的な考え方について」答申 ●女性青少年課「女性係」を「男女共同参画推進班」に係名変更 ●「山口県男女共同参画推進条例」制定、施行 ●「山口県男女共同参画審議会」設置 ●「やまぐち男女共同参画相談室」開設	●第 5 期萩市男女共同参画推進懇話会提言「譲り合い」「歩み寄り」「助け合い」 ●萩市企画課内に男女共同参画推進係を設置 ●第 5 期「萩市男女共同参画計画について」答申 ●田万川町男女共同参画プラン推進本部設置
平成 13 年 (2001)		●「男女共同参画会議」設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」）公布、施行 ●第 1 回男女共同参画週間 ●「仕事と子育ての両立支援施策の方針について」閣議決定 ●「育児・介護休業法」改正、一部施行	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ●「女性青少年課」を「男女共同参画課」に課名変更 ●「山口県男女共同参画相談センター」開設 ●「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」を「山口県男女共同参画推進本部」に変更 ●山口県男女共同参画審議会「男女共同参画推進の基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申	●萩市男女共同参画プラン策定 ●萩市男女共同参画行政推進本部設置 ●第 6 期萩市男女共同参画推進懇話会発足 ●第 6 期萩市男女共同参画推進懇話会中間提言 ●男女共同参画に関するアンケート調査実施（田万川町） ●「ひと活き生きセミナー」開催（全 3 回）

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 14 年 (2002)		●「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催 ●「(改正) 配偶者暴力防止法」全面施行 ●「(改正) 育児・介護休業法」全面施行	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画(案)について」諮問 ●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画(案)について」答申 ●「山口県男女共同参画基本計画(きらめき山口ハーモニープラン)」策定 ●配偶者暴力防止法の全面施行に伴い、同法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を男女共同参画相談センターに付与 ●「男女共同参画ポリフォニックフェスタ」開催	●萩市女性相談窓口設置 ●田万川町男女共同参画プラン策定協議会設置 ●萩市女性議会開催
平成 15 年 (2003)		●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ●「男女共同参画社会の将来像検討会」開催 ●「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下「性同一性障害特例法」) 公布 ●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ●「少子化社会対策基本法」公布、施行	●「第2次女性労働対策指針(働く女性のサポートプランやまぐち)」策定	●「男・女のこれからトーク(意見交換会)」開催 ●第6期萩市男女共同参画推進懇話会提言 ●田万川町男女共同参画プラン策定
平成 16 年 (2004)		●「配偶者暴力防止法」改正、施行 ●「性同一性障害特例法」施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 ●「育児・介護休業法」の改正	●「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」設置	●第7期萩市男女共同参画推進懇話会発足 ●男女共同参画住民意識調査実施 ●山口県男女共同参画推進キャラバン隊との意見交換会(須佐町)
平成 17 年 (2005)	●第49回国連婦人の地位委員「北京+10」世界閣僚会合(ニューヨーク)宣言文採択	●「(改正) 育児・介護休業法」施行 ●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ●「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」策定	●「山口県次世代育成支援行動計画(やまぐち子どもきららプラン21)」策定	●第7期萩市男女共同参画推進懇話会提言・男女共同参画ミーティング開催 ●萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の1市2町4村が合併 ●合併により萩市市民活動推進課内に男女共同参画推進室を設置 ●第1期萩市男女共同参画推進懇話会設置
平成 18 年 (2006)		●「男女雇用機会均等法」改正	●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定についての基本的な考え方」諮問	●第1期萩市男女共同参画推進懇話会中間提言 ●萩市男女共同参画プラン策定委員会発足

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 18 年 (2006)			●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画改定についての基本的な考え方」答申 ●「第2次農山村漁村女性に関する中長期ビジョン」策定	
平成 19 年 (2007)		●「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ●「パートタイム労働法」改正 ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定（案）について」諮問 ●山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画改定（案）について」答申 ●「山口県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ●「山口県人権推進指針」改定 ●「やまぐち子育て文化創造条例」制定	●萩市男女共同参画プラン策定 ●第1期萩市男女共同参画推進懇話会提言
平成 20 年 (2008)		●「(改正) 配偶者暴力防止法」施行 ●男女共同参画推進本部「女性の参加加速プログラム」決定 ●「(改正) パートタイム労働法」改正、施行 ●「次世代育成支援対策推進法」の改正 ●「性同一性障害特例法」改正、施行	●やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 ●女性のチャレンジ応援サイト開設 ●「男女共同参画フォーラム」開催（下関市）	●第2期萩市男女共同参画推進懇話会発足
平成 21 年 (2009)		●「(改正) 次世代育成支援対策推進法」施行 ●「育児・介護休業法」の改正	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施 ●「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改訂版）」策定	●萩市民病院が第3回ワーク・ライフ・バランス大賞「組織活動部門」優秀賞受賞
平成 22 年 (2010)		●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「(改正) 育児・介護休業法」施行 ●「第3次男女共同参画基本計画」策定		●萩市男女共同参画推進条例制定、施行 ●第2期萩市男女共同参画推進懇話会提言 ●萩市男女共同参画推進審議会設置
平成 23 年 (2011)			●「山口県男女共同参画基本計画（第2次改訂版）」改定 ●「やまぐち子どもきらプラン21（山口県次世代育成支援行動計画）」改定	
平成 24 年 (2012)	●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画』決定		●萩市男女共同参画プラン改定

年	国連の動き	国の動き	山口県の動き	萩市の動き
平成 25 年 (2013)		●「日本再興戦略」において「女性の活躍推進」を中核へ位置付け ●「配偶者暴力防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正、施行		
平成 26 年 (2014)	●第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●「(改正) 配偶者暴力防止法」施行 ●「次世代育成支援対策推進法」改正、一部施行 ●『日本再興戦略』改訂 2014 において『女性が輝く社会』の実現が掲げられる ●「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」公布、施行	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施	
平成 27 年 (2015)	●第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合（ニューヨーク） ●「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	●「(改正) 次世代育成支援対策推進法」全面施行 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）公布、一部施行 ●「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	●「元氣創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」策定 ●「やまぐち子ども・子育て応援プラン」策定	
平成 28 年 (2016)		●「女性活躍推進法」全面施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「ストーカー規制法」改正	●「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」策定 ●「第 4 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定	●「萩市における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」策定
平成 29 年 (2017)		●「(改正) 育児・介護休業法」施行 ●「(改正) ストーカー規制法」一部施行 ●刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	●「やまぐち性暴力被害者支援システムあさがお」運用開始	●萩市男女共同参画プラン第 2 次改定（「萩市女性活躍推進計画」、「萩市配偶者暴力防止基本計画」を包含）
平成 30 年 (2018)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布	●「やまぐち維新プラン」策定	●「萩市基本ビジョン」策定 ●「萩市ひとつくり構想」策定
平成 31 年 令和元年 (2019)		●「女性活躍推進法」改正 ●「配偶者暴力防止法」改正	●「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ●「男女間における暴力に関する調査」実施	
令和 2 年 (2020)	●第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	●「(改正) 女性活躍推進法」施行 ●「(改正) 配偶者暴力防止法」施行 ●「第 5 次男女共同参画基本計画」策定		
令和 3 年 (2021)		●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正、施行	●「第 5 次山口県男女共同参画基本計画」策定 ●「第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」策定	●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和 4 年 (2022)				●萩市男女共同参画プラン第 3 次改定（「萩市女性活躍推進計画」、「萩市配偶者暴力防止基本計画」を包含）

男女共同参画を理解するための用語説明

ア行

アンペイドワーク（無償労働）

育児・介護。看護・家事労働、農業や自営業等の家族労働など、市場経済活動外での賃金や報酬が支払われない労働。

イクボス

男性従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

SNS（Social Networking Service の略）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービス。

SDGs（Sustainable Development Goals の略）

平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることをさす。

LGBT

女性同性愛者の Lesbian（レズビアン）と男性同性愛者の Gay（ゲイ）、両性愛者の Bisexual（バイセクシュアル）、からだの性とこころの性が一致しない感覚（性別違和感）を持つ人 Transgender（トランスジェンダー）の総称で、それぞれの頭文字をつなげた略語。

日本語では、性的少数者全体を指す用語としても使われる。

エンパワーメント

個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

力行

家族経営協定

農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を存分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。

国際婦人年

昭和 47（1972）年の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50（1975）年を国際婦人年とすることが決定された。

国連婦人の十年

昭和 50（1975）年の第 30 回国連総会において昭和 51（1976）年～昭和 60（1985）年を「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる昭和 55（1980）年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第 2 回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60（1985）年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第 3 回女性会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表す。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

サ行

サバイバー

「生き延びた者(survivor)」が、もともとの意味。災害、事故、事件、虐待、病気など、様々な生命を脅かす原因から生じた傷を、心や身体に負っても、生き延びている人のことをいう。

参画

単なる参加ではなく意志決定過程に自らの意思で関わり意見を出し、責任も担う、主体的、積極的な行動。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにできる指数のこと。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）

国連の既存のジェンダー関連4機関（ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）が統合され、平成23（2011）年1月に発足した国連機関である。

少子化社会対策基本法

少子化に対処するための施策を総合的に推進するために制定された法律。

雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備などの基本的施策、および内閣府に少子化社会対策会議を設置することを定めている。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54（1979）年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56（1981）年に発効。我が国は昭和60（1985）年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

ストーカー行為を規制し、ストーカー行為の被害者を援助することを主な目的として制定された法律。

性差医療

男女の性差を考慮せず、画一的に行われてきた従来の医療に対し、男女の器質的・生理的・社会的な差異を考慮して適切な診断と治療を進めていこうという新しい医学・医療。1990年代よりアメリカを中心に広がってきた。

性自認

自分の性をどのように認識しているのかを表すものであり、「心の性」と言われることもある。

性的指向

性欲や恋愛の方向を表す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛、性別を問わない全性愛、いかなる性別をも性的対象としない無性愛を指す。

性的少数者（性的マイノリティ、セクシュアル・マイノリティ）

性自認や性的指向に関しての少数者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの総称。

性同一性障害

生物学的性別と、性別に対する自己意識あるいは自己認識が一致しない状態。

性の商品化

女性の性的な部分だけが強調され、その人格とは無関係に商品扱いされ売買されること、またその差別的表現をいう。

性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」などのように長い歴史の中で作られた男女の性別による役割を固定的に分けて考える意識のこと。性別による役割分担意識は、一人ひとりが持つ個性や能力等を自由に活かすことを阻み女性の経済的自立や、男性の身辺自立を妨げる要因にもなっている。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反する性的な言動に対する相手の反応により、就業上の不利益を与え（対価型）、又はその性的な言動により相手の就業環境を悪化させること（環境型）がある。

タ行**ダイバーシティ（多様性）**

性別や国籍、年齢などに関わり無く、多様な個性が力を発揮し共存できる社会のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律）

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

地域包括支援センター

平成 18 年度の介護保険制度改正により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を実施。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にあるまたはあった者から加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的隔離（交友の制限など）も含まれる。こうした暴力は、家庭内の問題とされ

表面化しにくい傾向があるが、犯罪となる行為を含む人権侵害としても社会問題となっている。

デートDV

交際の男女間でおこる暴力のことをいう。DVは、同居関係にある配偶者やパートナー、元夫婦などの男女間に起こる暴力を指すが、高校生や大学生などの若い世代の恋人間にも同様の暴力の問題が生じている。

テレワーク

情報通信技術を利用して、オフィス勤務の場合のように時間・場所など条件にとらわれずに、オフィス以外の場所で勤務する就業形態のこと。

ハ行**配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DVに関する相談、情報提供、カウンセリング、被害者および同伴者の一時保護・自立支援などを行うDV防止法に基づく都道府県、市町村の機関。平成 19（2007）年のDV防止法の改正では、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

パワー・ハラスメント

職場において、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

ファミリー・サポート・センター

地域における子育ての相互援助活動で育児の援助を受けたい人で行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業で、有償ボランティアで行う。

不育症

妊娠をしても、流産や死産をくりかえすことにより、結果的に子どもを授けられない状態のこと。

フェミニズム

女性が社会的、政治的、経済的にこうむっている不平等な状態を是正し、男性と平等に、個人として自己の意思に基づいて自分の行為を選択出来るような考え方。

保護命令

配偶者（元配偶者を含む）、事実婚の相手や同居し交際中の相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

マ行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いのこと。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

面前DV

子どもの前でDVが行われること。子どもへの心理的虐待にあたる。

モラル・ハラスメント

言葉や態度によって相手に精神的な暴力を与えることで、心を傷つけるような言動を繰り返し相手に浴びせ、相手の心身の健康を害することを指す。

ラ行

ライフステージ

人間の人生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）

嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開する「リベンジポルノ」を罰する法律。

「私事性的画像記録」「私事性的画像記録物」を提供する等の行為に対して懲役または罰金が課される。

ワ行

ワークシェアリング

労働時間を短縮し、仕事を分かち合い、雇用の確保、雇用の創出をすること。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

ワンストップ・サービス

複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更にについて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議**(設置)**

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の

職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

山口県男女共同参画推進条例

平成12年7月11日山口県条例第34号
最終改正 平成17年7月12日条例第52号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第7条—第19条）

第3章 山口県男女共同参画審議会（第20条）

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が

重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければ

ばならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。
一 事業者又は県民の相談に応ずること。
二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。
三 前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運

営について必要な事項は、規則で定める。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。
別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

萩市男女共同参画推進条例

平成22年3月23日条例第1号

萩は、近代日本の礎を築いた多くの人材を輩出し、明治維新胎動の地といわれるまちです。その進取の気風を受け継ぐ私たちは、誇るべき歴史と美しい自然が織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまちを目指し、まちづくりに取り組んできました。

この将来像に向けたまちづくりを更に進めていくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現しなければなりません。そして、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組む中、本市が未来に向かって発展し、市民一人一人が輝き、心豊かに健やかに暮らすためには、なお一層の努力が必要です。

このような認識の下、関係法令等を踏まえ、市、事業者及び市民が協働し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本的事項を定めることにより、市、事業者及び市民が協働して男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 営利、非営利の別を問わず、市内において事業を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳を尊重するとともに、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行をなくすように努めるとともに、自らの意思と責任により多様な生き方が選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護等の家庭

生活における活動と就業その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

- (5) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、生涯にわたる健康の維持が図られること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際的な取組と協調し、連携して行われること。
- (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力並びにセクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって、その相手方に不利益を与えること、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。）が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画に関する施策（男女共同参画の場において、男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、積極的に男女のいずれか一方に対し、当該参画の機会を提供する積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者及び市民と協働して、男女共同参画に関する施策を効果的に実施し、男女共同参画を推進する。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するとともに、事業活動とその他の社会生活における活動との両立に配慮し、男女共同参画の推進に努める。

- 2 事業者は、男女共同参画に関する施策に協力するよう努める。

（市民の役割）

- 第6条 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努める。
- 2 市民は、男女共同参画に関する施策に協力するよう努める。

（基本計画）

- 第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

（不特定多数の者に表示する情報に関する留意）

- 第8条 市、事業者及び市民は、不特定多数の者に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性的な暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努める。

（理解を深めるための措置）

- 第9条 市は、男女共同参画に関する事業者及び市民の理解を深めるため、広報活動等を通じて普及啓発に努めるとともに、学校教育及び社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講じる。

（男女共同参画推進月間）

- 第10条 事業者及び市民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。
 - 3 市は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施する。

（民間活動に対する支援）

- 第11条 市は、事業者又は市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じる。

（推進体制の整備）

- 第12条 市は、事業者及び市民の協力の下に、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するために、必要な推進体制の整備に努める。

（実施状況の公表）

- 第13条 市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表する。

（事業者の報告）

- 第14条 市長は、この条例の施行について必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（意見等の申出の処理）

- 第15条 市長は、男女共同参画に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について、事業者又は市民から意見、苦情、相談等の申出（以下「意見等の申出」という。）があったときは、適切な処理に努める。
- 2 市長は、事業者又は市民から意見等の申出があったときは、関係行政機関と協力して、適切な処理に努める。
 - 3 市長は、意見等の申出のうち特に必要があると認められるものについては、次条に規定する審議会の意見を聴くことができる。

（萩市男女共同参画推進審議会）

- 第16条 男女共同参画の推進に関し、男女共同参画に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策並びに市長が必要と認める事項について審議し、又は建議するため、萩市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

（委任）

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に策定されている萩市男女共同参画プランは、第7条に規定する基本計画とみなす。

附 則（平成26年3月18日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

萩市男女共同参画推進条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、萩市男女共同参画推進条例（平成 22 年萩市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(実施状況の公表)

第 2 条 条例第 13 条の規定による公表は、男女共同参画の推進に資する施策の実施状況資料を公表するものとし、次に掲げる方法により行う。

- (1) 萩市市民部市民活動推進課窓口における閲覧
- (2) 情報公開コーナーにおける閲覧
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(申出の方式)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項の意見等の申出（以下「申出」という。）は、意見等申出書（別記第 1 号様式）を市長に提出して行う。この場合において、当該申出の内容が不適法又は次のいずれかに該当するときは、提出することができない。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの
- (5) 専ら私人間の争いであると判断されるもの

(申出の処理)

第 4 条 市長は、前条の規定による意見等申出書が提出されたときは、申出事項について調査し、必要に応じて施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置を講じる。ただし、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じるよう依頼する。

2 市長は、申出者に対し申出に対する回答及び講じた措置の内容等を回答書（別記第 2 号様式）により通知する。

(審議会への意見聴取の依頼)

第 5 条 市長は、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、萩市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）に対し申出に対する意見を求めるときは、当該申出に係る施策の内容及び実施状況並びに申出に係る事案の事実経過について調査し、その結果を依頼書（別記第 3 号様式）に記載して審議会に送付するものとする。ただし、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行い、その結果を依頼書に記載して審議会に送付する。

2 市長は、前項の規定による依頼をしたときは、申出者に対し、通知書（別記第 4 号様式）によりその旨を通知しなければならない。

(申出人の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、申出に係る施策について、申出者及び申出に係る市の執行機関（以下「申出人等」という。）並びに関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第 7 条 申出者等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第 8 条 審議会は、申出者等から意見陳述の申立てがあった場合において、審議会が必要と認めるときは、当該申出者等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(答申書の送付)

第 9 条 審議会は、答申書（別記第 5 号様式）を市長に送付して意見を述べる。

2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関に関わるものであるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付する。

(審議会の委員)

第 10 条 条例第 16 条第 2 項の規定により任命する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 事業者
 - (3) 各種団体の関係者
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 前項第4号に規定する市長が適当と認める者のうち、公募に基づいて任命する委員は、2人以内とする。
- 3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の3分の1以上でなければならない。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、第7条に定めるもののほか、会議に必要ながあると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し、協力を要請することができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第14条 審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条から第14条までの規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第104号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

萩市男女共同参画行政推進本部設置規程

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、萩市男女共同参画行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画について本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。また、必要があるときは、市長が適当と認めた者を充てることができる。

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。
- 3 幹事は、別表第 2 に掲げる部署からその所属長が推薦した者を充てる。
- 4 幹事会の会議は、市民活動推進課長が招集し、市民活動推進課長がその議長となる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、市民部市民活動推進課男

女共同参画推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月 1 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日訓令第13号）

この訓令は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表第2 (第6条関係)

[illegible][illegible]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨

を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）そ

の他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は

身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げ

る事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。

る。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被

害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する

第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する

不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年6月26日法律第46号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は

地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性

の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付して

はならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。
- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条

第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事

業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般

事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職

業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）

は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- 四 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年6月5日法律第24号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

萩市男女共同参画プラン（第3次改定版）

発行年月 令和4年3月
発行 萩市
編集 萩市市民部 市民活動推進課 男女共同参画推進室
〒758-8555 萩市大字江向510番地
TEL 0838-25-3227
FAX 0838-25-6623
